令和3年 第4回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日) 令和3年12月3日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

 1番
 江本
 守君
 2番
 吉原
 秀樹君

 3番
 北代
 恵君
 4番
 宗
 晶子君

 5番
 丸山
 年弘君
 6番
 池永
 巖君

 7番
 鞘野
 希昭君
 8番
 工藤
 久司君

 9番
 武道
 修司君
 10番
 池亀
 豊君

 12番
 信田
 博見君
 14番
 塩田
 文男君

欠席議員(2名)

11番 田村 兼光君 13番 田原 宗憲君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 新川 久三君 副町長 …… 八野 紘海君

教育長 …… 久保ひろみ君

会計管理者兼会計課長 …………………… 石井 紫君

総務課長	元島	信一君	企画財政課長	椎野	満博君
まちづくり振興課長 …	桑野	智君	人権課長	樽本	知也君
税務課長	今富	義昭君	子育て・健康支援課長 …	吉川	千保君
保険福祉課長	種子	祐彦君	産業課長	鍛治	孝広君
建設課長	神﨑	秀一君	都市政策課長	首藤	裕幸君
上下水道課長	福田	記久君	住民生活課長	武道	博君
学校教育課長	野正	修司君	生涯学習課長	古市	照雄君
監査事務局長	田村	貴志君			

質	問	者	質	問	事	項	質	問	D	要	旦
北代	北代 恵	恵	1.	. 「図書館整備事業」、 「社会福祉施設整備事業」及び築城支所利活用について	備事	捗、	今後の見	事業」の予通しについて 連載しについて			
					3 [生会福祉施	事業」につい 記設整備事業 後の見通しい	き」の予算			
							えり		設整備事業」協議会への対	-	-
							成支所利活いて、町の	用検討委員会 考えは	会での議論	進捗に	
			2.	3回目の新型コロナウ イルスワクチン接種の 事業について	①町~	ではいつか	ら開始予定な),7			
						回までのワ 更点はある	クチン集団 か	接種の運営	方法で		
			3.	手話言語条	条例につ	例について	①現在	生の進捗は			
						活通訳者の するか、町	会計年度任月 の考えは	用職員の採	用は継		
宗 晶子	 1 1 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 4 5 4 5 4 5 5 6 7 6 7 7 8 7 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1.	町有地で。 6-1と 1の農地	湊127	9 —	1 た た る 時	279-1 農地)の町 会に貸し出	1 (青海山系 (児童館と 有地2筆が された上で、 請が行われる	青海山荘に 社会福祉法 県知事に	挟まれ 人まも 農地一	
			2.	「図書館整備事業」と 「社会福祉施設整備事 業」について	①本年	F度の予算	執行状況は				
						うゆる方法 かるが	で町民に意り	見聴取する	ことを		
						幕議案上程 を問う	についての	執行部の認	識と責		
		3.	新庁舎建設事業について 完成した庁舎は、契 約当初の要求水準書の	更7	がいろいろ	・12月議会 あるので、そ の変更を行 の内容は	後でまとめ	て要求			
		4.		内容を満たしているの か	は、ずか	その分を)内容を満た 減額する契約 代金支払前り されたか	約変更が必	要なは		
			4.	新川町政 て 庁内の 返って	の総括に		たったっ	か町民への	の不祥事に。 説明責任を 政を改善して	果たして	

質	問	者	質	問	事	項	質	問	0	要	山口
鞘野	7	希昭	1.	住みやすい	いまちづく	り	_	或の元気づけ 或行政の円滑		活動の活性化	比及び
								くやみ窓口の コ(訪問) に		B者対応型₫)相談
							③成4	F後見制度の	現在の取	り組みについ	て
							_	ん患者 20~ 対する介護サ			首さん
			2.	学校関係は	こついて		_	中一貫校の申 生の進捗状況		 学校の将来権	構想と
							②子。	ども達と地域	の繋がりる	を深める情緒	新教育
			3.	基地対策は	こついて		①共7	字共栄につい	て町の考え	え方は	
吉原	ĺ	秀樹	1.	有害鳥獣は	こついて		①今7 て		、シカに	対する駆除に	こつい
			2.	町営住宅における猫、		①鳩(こ対する被害	対策は			
				鳩の糞尿等被害への対 策について	②野」	臭猫被害に対	する対処	方法について			
				水にン			③野月	臭猫の対応、	対策は		

午前10時00分開議

○議長(武道 修司君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

- ○議長(武道 修司君) 日程第1、一般質問です。
 - 一般質問は、6人の届出があり、本日の質問者は4人といたします。

ここで議長の私からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って 質問するようにお願いをいたします。執行機関は責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。

発言される方は挙手をし、「議長」と大きな声で呼んでください。よろしくお願いいたします。 議員の方は、答弁する方を指名してください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。質問する方は、前の質問者 席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わりますのでよろしくお願いをいたします。

これより、順番に発言を許します。

それでは、1番目に3番、北代恵議員。北代議員。

O議員(3番 北代 恵君) 3番、北代恵です。通告に基づいて質問させていただきます。よ るしくお願いいたします。

まず、早速ですが、今年の3月定例会にて当初予算が可決されました。その中で、社会福祉施設整備事業として3,481万5,000円、また、図書館整備事業として750万円の予算がありました。どちらの予算も築城支所敷地内に調理・入浴施設を整備するもの、そして、築城支所内に図書館を整備するもの、このための事業費として上げられておりました。

この予算について、議会としては、築上町庁舎内築城支所利活用検討委員会の協議経過、決定 事項に対する十分な説明と活用計画の十分な資料がなく、社会福祉施設整備事業及び図書館整備 事業の所管課間の協議が十分にできていない状況がうかがえるとして附帯決議を出させていただ きました。

附帯決議の内容としては、1、築上町庁舎内築城支所利活用検討委員会は、所管課間での十分な協議を行い、協議経過及び結果を町民に広く公開するとともに、逐次、議会に報告すること、2、町は社協に対し、理事会の中で移転についての十分な議論を重ねた上で意思決定を行うよう

に依頼すること、3、町は社協の設置した移転検討委員会に対し、十分な検討機関を設け、検討結果を尊重すること、4、町は社協の移転先を築城支所2階に限定せずに、保健センター「チアフル築城」の有効活用を併せて検討し、社会福祉施設整備事業及び図書館整備事業に関して、あらゆる方法で町民の意見を広く聴取することとあります。

保健センター「チアフル築城」の有効活用案は、以前、江本議員の一般質問時にて、子育て・健康支援課長より、東日本大震災発生時に保健センターをほかの目的で利用していたため、肝心なときに住民の健康ケアなどの保健業務を機能させることができなかったという事例より、保健センター「チアフル築城」の全館常時利用はできないとの検討結果を伺いました。

しかし、築上町庁舎内築城支所利活用検討委員会が、その後、どのような議論を重ね、現在の 予算の執行状況と予算執行の見通しがどのようになっているのかが分かりません。コロナウイル スワクチンの集団接種事業のために、築城支所はこれまでワクチンの接種会場として利用されて きましたが、まだ本当の意味で、築城支所が有効活用されているとは言い難い状況です。

社会福祉施設整備事業及び図書館整備事業などの築城支所利活用に対する住民の皆様の関心は とても大きく、いまだに築城支所という町の有効な財産が、本当の意味で有効活用がなされてい ない状況に対し、住民の皆様の疑問の声も上がりつつあります。

また、附帯決議が可決されたことと関係して、これらの予算執行に関して、議会としてもしっかりと調査をさせていただきたく、宗議員を委員長とし、厚生文教常任委員会の下部組織であり、社会福祉整備事業、図書館整備事業などの調査を行う小委員会も立ち上げたところでございます。 附帯決議を提出させていただいた身として、小委員会の一員として、しっかりと進捗状況を伺いたく、今回、この質問をさせていただきます。

まず、図書館整備事業に関してお伺いいたします。

7月20日の住みたいまちづくり特別委員会の中で、図書館整備事業に関する理想の図書館像を伺いました。中身を聞く限り、とてもすばらしい内容でした。3月の当初予算で、この図書館整備事業の予算が可決されたときには、住民の皆様からも図書館に対して、とても大きな期待をしているとの声をたくさん頂きました。築上町にも住民の皆様が利用しやすく、コミュニティーの一つとなり得る場所づくりとして立派な図書館をつくってほしい、私もこのように思っております。

せっかくつくるのであれば、将来にわたって住民に愛される立派な図書館をつくってほしい、 人口が1万7,000人いる町で、現状の図書館はあまりにも規模が小さ過ぎるという御意見も 中にはあります。

そこで質問なのですが、町長、お伺いいたします。3月に可決された図書館整備事業750万円の執行状況、今後の見通しと現在の進捗状況を教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、先ほど議員がおっしゃられたとおり、社会福祉協議会と図書館という形で提案をしてきたんですが、社会福祉協議会のほうが結論が出ました。ようやく現在地で一応、社協は残って、できれば、今2つある施設を1つにするという一つの検討をしていただいているところでございますけれど、支所には入らないということがはっきりしました。

そこで、町の検討委員会等も、ようやく図書館という形の中で、そして、2階部分を学習室とか、それから美術、アートの展示関係をやっていこうという形で、今から耐久力調査等をやって、もし耐久力がなければ補強していかなきゃいかん形になるんで、その調査にようやく取りかかれる状況になりつつあるというのが現状でございます。

そこで、予算は一切、まだ執行はしておりません。 以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。今の御答弁ですと、このまま築城支所が 図書館になるというお話だったと思うんですが、今年は新しい時代の学びの環境整備開発事業も 計画を進めることが決定されたと思います。私は、この事業自体をとてもよいものだと認識して おりますが、この計画を進めていく中で、社会教育施設と学校との連携という案があります。この計画の中身自体は、現在検討中の段階ではあると思いますが、住民の皆様の関心としては、社 会教育施設と学校との連携というと図書館はどうなるのか、この新しい時代の学びの環境整備開 発事業の中に地域に開かれた図書館も盛り込まれ、築城支所利活用としての図書館の案は消滅してしまうのではないか、ここがとても気になるところであります。

そこで質問です。先ほどおっしゃっておりましたが、築城支所は今後、図書館になる予定なんでしょうか。現在の計画を教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 一応、支所検討委員会ですかね、その中では、いろいろ、がくがく意見があっておりました。いわゆる椎田小学校と中学校は小中一貫の一応、今検討をしておるところでございますけれども、そして新しい学びの環境事業で国の委託を受けながらやっておる。その中にも、若干図書館の案はあるけれども、それはそれで私はいいと思うけど、基本は、町の図書館は支所で一応やっていこうと。そして、今の椎田中学校、小学校の分については、町全体的なものではございませんので、そこはそこで学校図書館が、今図書室がありますが、それを充実させるような形で、そして教育の問題のいわゆる蔵書とか、そういうものについては、そこでして、お互い入れ替える、図書館との入れ替えも可能でございますし、そういう形で専門的な、子ども図書館というような考え方で行ったらどうだろうかという、そこのところは、まだ、新しい学び

の環境施設整備事業という形の中で検討していくということで、今の図書館の移転とは私は別に 切り離して考えたほうがいいというふうな形で、一応私に答申が来たんですけど、差し戻しをし て、もう一回検討してくれというようなことで、検討、支所で図書館という検討を今して、よう やく結論が出ておるようでございます。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) 今年度の当初予算、3月で可決された予算でございますので、この750万の図書館整備事業の予算というのが、今年度中に執行のめどが立ちそうなんでしょうか。できれば、早く図書館を実現してほしいという住民のお声もありますが、そのところを教えてください。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、予算認めていただいておるんで執行はしたいと思っておりますけれども、それができ――一応実務は生涯学習課のほうで行うんで、課長のほうから答弁させます。
- 〇議長(武道 修司君) 古市生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(古市 照雄君) 生涯学習課、古市です。本年度当初予算で予算措置されている 750万につきましては、支所の構造であったり、今後、図書館を設置する上で、建築基準、またはその消防法の基準等がありますので、それに合う計算をした後に基本設計等になるかと思います。今年度の予算については、躯体部分、構造部分の調査に入りたいと思っております。 以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。現状がよく分かりました。

次の質問に参ります。社会福祉施設整備事業に関しての質問でございます。冒頭の重複になりますが、今年の3月の定例会で可決された当初予算の中に、社会福祉施設整備事業として3,481万5,000円が上がっております。これは築城支所敷地内に調理・入浴施設を整備するためのものでありました。これは実施計画までを含む予算だったかと思いますが、先ほど町長、ちらっとお答えいただきましたが、現在のこの予算の執行状況、進捗状況、そして今後の見通しまで教えていただいてよろしいでしょうか。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 先ほどの関係でございますけれど、一応、支所に入らないということが確定いたしましたんで、あとはこの予算を、これは風呂と調理室という形で計画しておりましたけれども、そこにつくる必要がなくなったという形で、一応私は考えております。

ということで、今の社協の事務所周辺、もしくは事務所を改造して、風呂場が改造しなけりゃいかん形になりますんで、風呂をどのようにするかという形で、これはやっぱり実務を委託しておる社協と協議しながら、福祉課のほうが、社協、町の要望も当然ありますんで、そして金目もありますんで、社協と協議、委託先の社協と協議をしながら決定したいと。用地もまだ決定をしていないんで、どうするかというのを、今から、この予算が今年中には多分消化できないという形になれば、流しても、再度、新しい新年度の予算にするのか、それとも、これを繰越事業で扱っていくのか、そこのところは、まだちょっと決めていないところでございます。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) 築城支所には入らないということなんですが、この3,481万5,000円というのは、築城支所内に調理施設、お風呂の施設を造るための予算ということで可決されているものだと思うんですが、私はそんなように認識していたので、その内容が変わるということであれば、またこの予算をそのまま継続して使用することは可能なんですか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 目的が一緒であれば、場所が変わっても、それは当然いいという形になっておりますんで、場所が変更になる、予算は一応、社会福祉事業のための、いわゆる風呂を増設とか、調理場という形で目的が変わらなければ、それはその予算を使っていいという形で我々は理解しております。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。ここで疑問なんですが、この築城支所の 利活用に関して、住民の皆様の関心がとても高く、図書館も含めて、待っていらっしゃいました。 まだかまだかというお声も結構ありまして、今回この意思決定が遅れたのではないかというお声 も上がっております。

そこで疑問なんですが、当初予算を上げる段階で、地域支所利活用に関する議論というのは十分に行った上で、この社会福祉施設整備事業及び図書館整備事業の予算ということで上げられたのでしょうか。なぜここまで意思決定が遅れたのか。

また、議会へ予算を上げるということは、こういう計画があるということを広く住民に知らせることと同じことだと思います。今回の当初予算で、町は社協に対して、椎田の社会福祉施設へ2,315万、築城の社会福祉施設へ2,087万円の施設管理委託費を出しております。町は、施設管理を社会福祉協議会へ委託している立場になると思います。社会福祉協議会自体は外部の組織とはなると思うのですが、管理委託している町として、どこまで指導の責任があるのでしょ

うか。そして、今後の社会福祉施設整備事業に関しては、具体的にどのようにお考えなのでしょうか。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 社会福祉整備事業、これは当然、町の責務で行うべきであろうし、中の運営は、それぞれ法人格を持った社協なり、また他の団体等もありますけれど、基本はもう社会福祉協議会という形の、これが公益団体という形の中で、町も信頼しながら社協のほうに全てできるものは委託をしていくと、そういう方針でおりますんで、施設整備は当然、町がやって、その中の運営は社協のほうで運営をしていただくと、これが今の築上町のやり方でございます。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- **〇議員(3番 北代 恵君)** 運営自体は社協に行っていただくということなんですが、どこまで指導の責任があるのかということについてはいかがでしょうか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 運営についても、法を遺脱するような運営であれば、また町のほうから、それはちょっとどうかなという意見具申はしますけれど、法の範囲内の社会福祉、福祉の事業を従事していくという形になれば、これは社協自体で、だけど財源が、また必要になります。町が財源を、ほとんど社協のほうには、一応委託料、もしくは補助金という形で出しておりますんで、その財源との見合わせをしながら、社協が独自で財源を見繕ってやる場合については、これは社協の独自運営でよろしゅうございますけれども、予算を伴うものは、町のほうも、これはちゃんと協議をしながらやっていくということで、そういう体制で今までやってきておるんで、今後もそれは堅持したいと、このように考えております。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) 法に反するもの以外は、全て運営は社会福祉協議会に任せるということだったんですが、例えば、運営方法などでアドバイスなども必要な時もあるのではないかと思うんですが、例えば、町から管理のために出向の社員を配置するというようなお考えはないでしょうか。出向の社員を町から1人、社会福祉協議会のほうへ配置するということはできないのでしょうか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 町から出向という、それは考えておりません。あくまでも社協は社協の職員でやっていただく。もし職員が必要であれば、予算要求しながら、町が妥当と認めれば、それは町で認めていくと、そういう形になります。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- 〇議員(3番 北代 恵君) 分かりました。図書館整備事業と社会福祉施設整備事業の遅れや、

今回、予算未執行となった場合、築城支所利活用検討委員会での議論の行方が住民の皆様の関心 のあるところであると思います。

築城支所は、今後、全館図書館になるという認識でよろしいでしょうか。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 図書館を母体にしながら、先ほどもちょっと申しましたけれども、いわゆる文化施設ということで、美術とか、それから学習室、2階辺りがスペースが出てくるという形になれば、2階を、1階部分は本を置いて、事務室をつくるという形になろうと思いますけどですね、あと詳細は、いろいろ検討しながら、例えば、県展以上の作品の入選作品を展示していくとか、日展も、今、本町からも応募して日展に入った作品もありますんで、そういうものを皆さんに鑑賞していただくと、そういう美術館的な要素も兼ね備えたいと、このように考えているところでございますし、それと海外にしても、大分、本町は、有名な、大楠を土台にした嶋田隆先生の絵とか、それとか大田歳さんの、これは日展会員の、武蔵野美術大学の教授の絵がたくさん町のほうに寄贈されておるんで、そういうのも1点で展示していったらどうかなと、そういういろんな美術部門の活用をして、文化の向上に寄与したいと、このように考えております。以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。すばらしいお考えだと思いますが、気になるところは、いつまでにできるのかというところです。やはり、ずっと待っていたら、築城支所の利活用がこのまま実現しないのではないかという住民の皆様の不安もあります。築城支所のような有効な町の財産をずっと放置するということは、住民の皆様にとっても不利益なことではないかと考えております。いつごろまでに実現可能でしょうか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 私のこの任期中は無理だと思いますんで、あとはできるだけ早く事務の ほうを進展させていくよう、事務方にはお願いをしていこうと、このように考えております。 以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ぜひとも、早く取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、次の質問まいります。先日の25日、南アフリカで型コロナウイルスの新たな変異株が 検出されたとの発表がありました。オミクロン株です。これは、人の免疫反応を回避する特性を 持つおそれがあるとして世界中で懸念が広がっております。日本でも、緊急な措置として、岸田 総理は29日に、オミクロン株の感染が広がっていることを受け、アフリカ9か国に限定してい る外国人の入国禁止を全世界に拡大する発表し、30日の午前0時から適用されることが決まりました。

また、2日時点では、国内でも2名のオミクロン株の感染者が出ているということです。

現在、日本では、やっと感染状況が落ち着いたと言える状況になってきて、これから日本経済の復興に、私どもも全力で邁進するべきときだと思っていたところに、このオミクロン株が出現し、つくづく新型コロナウイルスは人々を苦しめてくる、人類の敵だと再認識をしたところです。今回の議会定例会では、新型コロナワクチン接種事業として、1億5,898万9,000円の予算が入っておりました。

厚生労働省のホームページに、3回目のワクチン接種について、2回目のワクチン接種を完了 した日から原則8か月以上経過した方、また、18歳以上の方、そして日本国内での初回接種、 または初回接種に相当する接種が完了している方を対象に、各自治体で3回目のワクチン接種が 受けられるとありました。松野官房長官は、準備ができた自治体から順次開始をと言っておられ ました。

政府が現在検討しているワクチンは、ファイザー製、モデルナ製で、あと22年度より導入検 討中のノババックス製だということですが、築上町は、どのワクチンを導入するかなどは分かり ませんでしょうか。また、本町では3回目のワクチン接種はいつから開始する予定でしょうか。

- ○議長(武道 修司君) 吉川子育て・健康支援課長。
- 〇子育て・健康支援課長(吉川 千保君) 子育て・健康支援課の吉川でございます。今後のワクチン接種につきましては、議員のおっしゃったとおり、18歳以上、2回目の接種が完了した方で、おおむね8か月以上経過した方を対象とした追加3回目接種と、5歳から11歳のお子さんの1回目と2回目の小児接種が実施されていきます。

ワクチン接種の大まかなスケジュールにつきましては、広報12月号に掲載しております。 11月末から順次、2回接種を完了した方に、3回目接種の該当時期に合わせて、順次、接種券 を発送しております。接種は、12月から順次、2回目の接種完了者から実施していきます。

主な対象者の枠といたしましては、医療従事者で優先接種した方、高齢者施設関係と実施していき、2月頃から、それ以外の住民接種を進める予定です。

ただし、新たな変異ウイルスにより、冒頭で申し上げた「8か月以上経過」という部分につきましては、状況により変更されるかもしれません。スケジュールは現状でも大変厳しいものがあり、方針転換には大きな不安がございますが、その際は、国の指針により対応することとなります。

そして、使用するワクチンにつきましてですが、追加3回目接種に使用するワクチンにつきまして、一部異なるワクチンを打つ、混合接種が予定されております。前回、当町の集団接種では

ファイザー社製を使用していましたが、モデルナ社の薬事承認が下りることとなれば、3回目はファイザー社製とモデルナ社製を使用することとなります。

3回目もファイザー社製を希望する方が多ければ、予約が進まないことが懸念されますし、扱いがそれぞれ全く違いますので、接種間違いのないように細心の注意を払わなければなりません。そして、5歳から11歳の接種についてのワクチンですが、薬事承認に至りましたら、ワクチンは子ども用のファイザー社製を使用いたします。従来使ってきたワクチンとは違う、別物のワクチンとなっています。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) 先ほど課長もおっしゃっておりましたように、初回のワクチン接種時には優先順位がありました。医療従事者や高齢者の方から優先的にワクチン接種を受けてこられたことと思います。2回目の接種完了から8か月経過したから接種が受けられるということが原則だと思いますので、接種日から逆算して、順に接種券を送付するということになると、必然的に前回の優先順位と同じ順番で3回目のワクチン接種が受けられるという仕組みになると思います。町はどのように接種券を送付していく御予定でしょうか。そのほか、前回の接種時の運営方法について、何か変更点はあるのでしょうか。

また、そもそも接種の日時と接種完了の個人の名前の記録などは役場のほうで把握してあるのでしょうか、教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 吉川子育て・健康支援課長。
- **〇子育て・健康支援課長(吉川 千保君)** 子育て・健康支援課の吉川でございます。接種券の送付につきましては、2回接種を完了した方に対しまして、3回目接種の該当時期に合わせて、順次、接種券を発送しております。

それから、前回の接種と集団接種での運営方法の違いについてですが、接種会場につきまして、会場は築城支所の1か所とし、椎田地区の方には御面倒をおかけしますが、現状と同様、シャトルバスの御利用をお願いしたいと考えております。

そして、接種の進め方ですが、集団接種や個別接種、病院での接種の選択につきましては、現 在、医師会と協議中でございます。

そして、予約方法についてですが、65歳以上高齢者におかれましては、前回、町が日時を指定する方法がよいとの意見を多く頂きましたので、町が日時を指定し、指定日が都合の悪い方については電話などで連絡を頂くようにしたいと考えております。

ほかの年齢の方につきましては、オンライン予約、電話予約をお願いしたいと考えています。 そして、予約の管理体制につきましてですが、1市3町の共同運営からは離脱し、築上町単独 で実施を予定しています。

そして、以前、町独自で優先接種を行いました。それについてですが、ワクチンの供給が大変厳しくなっていること、また、国の指針により、住所地以外接種、築上町での町外接種の接種は、医療従事者や、やむを得ない方となっていることにより、前回実施した町独自でのエッセンシャルワーカーなどの優先接種は実施しない予定です。

大きく変更する点については、以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- **〇議員(3番 北代 恵君)** ありがとうございます。大きく変更する点がよく分かりました。 ありがとうございます。

前回、実施をされていらっしゃるので、手順などは、前回失敗したことを糧にといいますか、 改善をしていただいているということが分かりましたので、ぜひとも事故のないようによろしく お願いいたします。

次の質問に参ります。

約2年前の12月の議会定例会にて、手話言語条例について一般質問をさせていただいたことを、町長、覚えていらっしゃいますでしょうか。あれから2年がたちまして、現在、福岡県内では11の市町村が手話言語条例を制定しております。

また、今期の豊前市議会定例会では、手話言語条例が議案上程されているそうです。

ここで、手話言語条例とは何かを、おさらいさせていただきます。

我が国では、2006年12月に、国際連合総会で採択された障害者権利条例の批准に向け、 国内法整備の一環として、2011年、平成23年8月5日に障害者基本法の一部を改正する法 律が公布、施行されました。この国際連合総会で採択された障害者権利条例の中では言語の選択 と使用の保障が書かれており、この言語の定義の中には手話が含まれております。また、 2011年に改正された障害者基本法の3条3項には、「言語(手話を含む)」と明記されてお り、この時、手話が日本の法律において初めて言語として位置づけられました。

このように、国においては、手話を言語として位置づけているのにもかかわらず、言語としての手話の獲得、習得、使用、研究保存についての規定や法の整備が、まだ不十分です。そのため手話を言語として認め、手話を広める活動の根拠となる手話言語条例が必要なのです。手話を言語として使う町民が手話でのコミュニケーションを円滑に行えるような地域社会の構築は、障害者基本法の中に規定されている社会参加の機会の確保のためにも必要なことだと考えます。

本町におきましても、障害者基本法の第11条に基づき、築上町障害者計画を策定し、10か年計画で、現在取り組んでおられることと思います。ですが、まだいまだ手話言語条例の制定には至っておりません。

障害者基本法の3条3項を覚えていらっしゃいますでしょうか。全て障がい者は可能な限り、言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られることとあります。以前の一般質問では、手話言語条例について、前向きに考えてくださると町長はお答えいただきました。また、田川郡は全域で手話言語条例を制定しているので、築上郡全体の町長会で議論を提案すると町長はおっしゃってくださっておりました。豊前市では、手話言語条例の制定に向け、市の職員が豊前手話の会や地域のろうあ者と共に一言一句を確認しながら、一緒に条例案の作成に取り組んでおられました。

私も何度かその勉強会に参加させていただきました。こういった会に参加して勉強してくださるともおっしゃっていただいておりましたが、実際に勉強会には御参加されたんでしょうか。また、町長会での議論は、その後どうなったのか、進捗を教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** ちょっとまだその点については、まだ全然触れていないというのが現状でございます。本町の考え方としては、担当課長のほうから、ちょっとお答えさせます。
- 〇議長(武道 修司君) 種子保険福祉課長。
- ○保険福祉課長(種子 祐彦君) 保険福祉課、種子でございます。ただいま御指摘のありましたとおり、福岡県内、飯塚市さんのほうが令和3年4月に言語条例を制定して、11市町村で実施されていることは承知しております。また、豊前市議会のほうでも、そのような議案のほうが上程されている情報は入手しております。まだ議案の中身等については、担当係等も内容を精査しているところでございますので、その点を参考にしながら、どういった内容なのか進めていきたいとは考えております。

また、手話を初めといたしまして、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーションがございます。当然、手話もそうですが、要約筆記、絵文字、そういったものもございますので、そういったものが啓発し、普及することで様々な人とのコミュニケーションが図られ、社会参加、日常生活がスムーズに行われるということは、非常に有意義なことでございますので、またそこら辺も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。今課長がおっしゃったように、言語、いろいろな手段で意思疎通を図られる方というのがいらっしゃいます。それについて、職員の皆様もぜひ研究していただいて取り入れていただきたいと思っております。

そして、職員の手話教育に関しても、条例化しなくても進めていただけると八野副町長が以前 の答弁でおっしゃっていただいておりました。先日、築上町社会福祉協議会で入門手話講座の講 習会がありました。私と宗議員も参加させていただきました。

現在、職員向けの手話教育というのは、どのように進められていらっしゃるのでしょうか、教 えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 八野副町長。
- **○副町長(八野 紘海君)** 副町長です。現在、手話教育といいますか、そういう講座等は開いておりませんので、誠に失礼なことだと思っております。今後、反省を踏まえて進めていきたいなと思っています。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) やはり、根拠となる条例がなければ、町は予算措置をとることはできないし、積極的な活動は望めないのではないかと今の御答弁を伺って感じております。また、先に動きがあったのは築上町のほうなのに、豊前より遅れているということについて、やる気があるのかないのかという御指摘も住民の方から頂いております。

そこで、町長へ質問です。手話言語条例の制定について、あれから2年たちましたので、いかがでしょうか、そろそろいつまでにやるとの御回答を頂きたいのですが。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) ここでいつまでという形は、ちょっと私も無理と思うんで、やっぱり担当課のほうが研究をしながら条例化していくと、できれば早く、やっぱり条例化は、あと条例の原案ができたら、条例の検討委員会がございますんで、そこに諮れるようには担当課のほうには頑張ってもらいたいと、このように考えております。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) 前向きに進めていただけるということで認識してよろしいでしょうか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 一応、そういう形で、身体不自由な方へのサービス提供という形になれば、やはり当然、聴覚不自由者だけでなく、いろんな障がいを持った方々がおられるんで、そういう方々には不便を与えないような形での施策をやっていきたいと、このように考えております。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。

新型コロナウイルスワクチンの集団接種が始まる前に、ろうあ者に対する対応をどうするのか をお尋ねに、町長のところへ伺いにいきました。築上町では、会計年度任用職員として、手話通 訳ができる方をワクチン接種会場に設置していただけることになりました。実際に採用されて、 この対応は、ろうあ者の方々も非常に喜んでおりました。安心してワクチン接種を受けることが できたとのお声も頂きました。改めてこの対応に関して感謝申し上げます。ありがとうございま す。

ワクチン接種会場だけでなく、集団接種がないときは、役場で手話通訳のお仕事もされていらっしゃるとお伺いいたしました。あるろうあ者の方は、「マイナンバーカードをつくりたかったけど、今までは手話ができる方が役場にいなかったので、手続のやり取りが難しいと思ってつくっていませんでした。今回、手話通訳者が役場にいると知って、マイナンバーカードをつくることができました」とのお声を頂きました。このままワクチン接種事業と関係なく手話通訳者の設置を継続していただくことはできないでしょうか、町のお考えをお聞かせください。

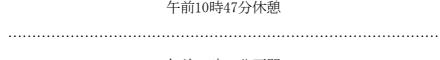
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 今回のコロナ禍の中では、国から財源措置されておるんで、これを利用して、今、手話通訳者を配置しておりますが、国からの財源が切れた場合にどうするかというのは、ちょっとまだ検討していかなきゃいかん状況でございますけれども、そこのところで全て役場開庁日に全て雇うかどうかという、日にちを決めてするとか、そういう方法しか、ちょっと財源的には、やっぱりちょっとどうかなという考え方も持っておりますんで、大事なことだろうと思うけれども、1週間のうちに1日か2日、その配置するという考え方でいったほうがどうかなという、今は気持ちでございますし、今は国の交付金を充ててしておりますんで、コロナという形の中で採用しておるとそういう状況でございますし、コロナのいわゆるワクチン接種等が終われば、もうしなくていいという形になれば、ちょっと形態は変えていかざるを得ないんじゃないかなと思っております。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) もう一つ、3回目のワクチン接種事業がこれから始まると思うんですが、そこに関しては、手話通訳の設置はお考えでしょうか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 手話通訳と、それからやはりコロナ関係のいわゆる会計年度職員という形で財源措置が、国からやっぱりされるというふうに私ども思っておりますんで、それはコロナのワクチン接種をやっておる間は、多分、これはいいんじゃないか、ただし、再募集はするというか、1年の会計年度でございますんで、募集はし直すという形になろうかと思います。以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 北代議員。
- ○議員(3番 北代 恵君) ありがとうございます。ぜひとも前向きに考えていただいて、ワ

クチンの接種会場でのやり取りというのが、かなり難しい内容で、文章での筆談というのが、ろうあ者の方はかなり難しいんですね。ろうあ者の方は、やはり文章を見て覚えておりますから、聞いて覚えておりませんから、筆談というのが理解をするのにとても苦しいみたいなんですね。ですので、ぜひともコロナ、今回の3回目の接種に関しても、手話通訳者の設置をお願いしたいと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

〇議長(武道	修司君)	お彼れさまでした。

○議長(武道 修司君) ここで一旦休憩といたします。再開は午前10時55分からといたします。



午前10時55分再開

- ○議長(武道 修司君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問の続きです。次に、2番目に4番、宗晶子議員。宗議員。
- **〇議員(4番 宗 晶子君)** 4番、宗晶子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1点目に通告させていただきましたのは、町有地である湊1276—1と1279—1の町有地についてでございます。質問の要旨として、1番目、1つだけ挙げております。湊1276—1は、青海山荘の奥の農地、そして、湊1279—1は、児童館と青海山荘に挟まれた農地でございます。これは、平成28年の3月9日に出力していただいている農地の図でございます。1279—1がこちら、1276—1がこちらでございます。そして、青海山荘と児童館がこちらに建っております。

こちらの町有地2筆が、社会福祉法人まもる会に貸し出された上で、県知事に農地一時転用申請が行われましたが、この事務処理全般、お仕事の全般に問うということで、質問を通告させていただきました。

質問の土地は、2筆とも町有地でございます。大切な行政財産です。この当該土地の現状について、まず写真で説明させていただきます。こちらの写真なんですけれども、こちらは、つい先日、平成3年11月29日に出力していただきました。

ここを御覧いただきたいのですが、ここにコの字型の大きな穴が開いております。この穴については、ちょっと前の議会で、危ないじゃないかという質問はさせていただきましたので、担当 課はこの穴の存在を御存知だと思います。こちらには、ないですね。この辺ですね、こちらには ないけど、こちらには、ここ、大きくコの字が見えますね。このコの字の穴の深さなんですけれ ども、現場は、この辺はもう草が生えておりまして、コの字の中にはセイタカアワダチソウが生 い茂っていて、ちょっと見た感じでも危ない状況になっている、このことを御認識ください。

副町長に、大分前の令和元年12月議会一般質問で、農業公園事業実施について質問したことがございます。実はそのとき、副町長、私が質問してもないことに勝手に答弁されたんですけれども、「その残土については、今答弁したとおりでございまして、それに係る言葉が出ました農地の一時転用許可という中で農地の原状復帰という形で、もしくは畑という形で原状復帰という形で整地をして、その上にその当時の表土、あれをのけてその上に表土を置いて」と、よく分かんなかったんですけど、このことを後に触れますので紹介させていただきました。

本日の通告の目的は、私は町が発行した虚偽公文書の疑惑を解明したいことです。この未必の 農地の一時転用事務において、3つの虚偽の疑いがある公文書が作成されたのではないかと考え ております。

そもそも私が疑義を抱いたきっかけは、平成29年3月3日、児童館で一般質問のためにヒヤリングに参りました。児童館に出向きました。その際、児童館の先生とお話をして、プレイルームで児童館の先生とお話をしていると、この農地に、私、ここにいたんです。この農地に大型トラックで大量の工事残土が持ち込まれていたんです。「ここに何ができるの、築上町すごいね、何が建つん」て、児童館職員さんにお尋ねしていただいたことを鮮明に記憶しております。

近隣住民の方やアグリパーク周辺の施設を利用される方も、その工事の様子を話題にしておられて、この田んぼの表土ですね、これがもらえんかねとかいうお声もかけられておりました。

そんな中、平成29年3月8日、私が児童館からここにある土の山を見た5日後に、まもる会の担当者が、椎田干拓土地改良区の役員会に来訪されました。御用件は、ここと湊1276—1と1279—1の農地を町から借りて、農地の一時転用の申請を行うということで、椎田干拓土地改良区に水利承諾書という文書を発行してほしいと申入れをいただいたそうです。ちなみに、改良区の事務局長は私の夫でございます。

3月8日の時点では、既にここ湊1279の土地に建設残土が持ち込まれていました。それは 私は5日前の3月3日に、この目で確認しております。そして、さらに3月8日の時点、同じ日 に、田んぼからはがされた農地の表土、前の写真には、農地の表土の様子が分かりますね。この 大切な耕作に必要な農地の表土が、既にどこかへ持ち去られていたんです。

ちなみに、御説明させていただきますと、表土というのは、農水省の指針で、農地が農地として認められるためには耕作に適した表土が必要とされており、表土がない土地は農地ではなくなります。

さらに、御存知とは思いますが、まもる会が持ってきた農地の一時転用申請、農地の一時転用

というものは、農地を一時的に農地でない状態にするけれども、そして何かをするけれども、そ の活用が終われば元の農地に戻すこと、元の農地に戻すことというのは、皆さん御存知の事実で あると思います。

改良区の事務局長は、そのとき、一時申請の書類につける水利承諾書をくださいと、まもる会の担当者がいらっしゃったときに、当該農地は既に造成されて、表土もなく、農地とはいえない 状態にあるが、最終的には誰がどのように農地に戻すのかと質問したそうです。まもる会の担当 者は、その時、答えることができず、後日、説明する旨回答してお帰りになったそうです。

結局、その後も、まもる会の明確な回答はないまま、まもる会側は、「間違いのないようにする」と話をされたそうで、土地改良区はやむを得ず、3月12日付で水利承諾書を発行しました。 最終的に当該町有地がどうなっているかと申し上げますと、私が農地の一時転用をして終わって、事業が終わって帰る頃、平成30年の、帰る頃じゃない、事業が終わって農地を町に戻してもらう頃ですね、平成30年の5月頃になるんですけれども、現地を訪れました。農地を見ると、元の農地の姿には戻されておらず、地面にはコンクリート片などが埋まっており、その上に薄く土をかけて整地しただけの現状が、この写真だけでは分からないんですけれども、残っていたことを記憶しています。

さらに、町の農地には、このコの字型の大穴が草に覆われて無残に残って、今日に至っております。

以上が、疑問の発端でございます。疑問があるので、県に、福岡県にこれらの書類を、農地一時転用関係の書類を情報開示請求いたしました。県から開示された資料を拝見いたしまして、私は今、3つの虚偽公文書が作成されたという疑いを持っています。

文書については、担当課長にメール送信させていただきました。そして、町長、副町長にお渡 しするようにお願いいたしましたので、お手元にあるはずでございます。

1枚目が、県知事に提出された農地法第5条の規定による許可申請書、いわゆる農地一時転用 許可申請書でございます。これは平成29年3月14日付です。そして2枚目が、農業公園事業 用地についての町の決裁書です。これが平成29年4月3日付です。そして3番目が、今富産業 課長名及び課長印押印の理由書、こちらは平成29年5月1日付でございます。

まず1つ目の、農地法第5条の規定による許可申請書について、疑義の疑いを持っている箇所、 4か所を説明します。これは、平成29年3月14日付で、まもる会と新川町長の連名で、県知 事に申請されたものです。町長の公印があるので公文書に間違いございません。

申請書の2の欄になります。2の欄に、湊1279-1の農地、こちらの農地ですね。こちらの農地では、大豆を110キロ耕作したことが明記している。しかし、当該農地で大豆が耕作されたことは、ただの一度もございません。言い切って大丈夫です。

そして、2番目の地目なんですけれども、地目の現況を「畑」と明記しています。建設残土が このように持ち込まれる前の現況は田、田です。現況が畑になったことは一度もございません。

そして3番目、3月14日時点、当該の農地は既に建設残土で造成済みでした。しかし、申請書に図面が添付されておりまして埋立前の農地図面が添付されております。ちょっとすぐには出せないけど、ここに持っております。つまり、造成済みの農地をまだ造成していないと偽って書いているのが、この文書です。

そして4番目、実際の埋立ての造成工事に使われたのは建設残土、このことは以前の議会答弁でも明らかになっております。しかし、添付の工事計画書に良質な土の真砂土で造成することに計画書に書かれており、それも事実と異なります。それも本日手元には持っております。そして、申請書についての疑いがある箇所は、この4か所です。

それでは2つ目、農業公園建設用地についての築上町がつくった決裁書です。平成29年4月3日付です。疑義を持っている内容は、ここに書いてあるんですけれども、町が田んぼを収用して農業公園用地建設事業を「計画中」と明記しています。「計画中」ということは、当然、まだ実行していないと書いてあるんです。つまり、4月3日時点では田んぼは造成されていないという意味です。何度も申し上げますが、実際は、建設残土で造成済みでございます。この決裁書には、町長、副町長、課長、係長の印鑑があります。組織的に作成された偽造公文書の可能性があるのではないかと疑っています。組織ぐるみで県に虚偽の報告をしているのかということになります。

3つ目の虚偽の公文書について説明させていただきます。こちらは、今富課長名及び課長の印鑑が押してある「理由書」と書かれた文書です。これは、平成29年5月1日付となっております。理由書というものは、農地法施行規則第30条に基づき、この場合は椎田干拓土地改良区に意見書というものを求めても、回答が得られない場合に、特例として県知事に提出する書類なんです。

そもそも意見書というものを説明すると、農地の転用が改良区の権利を侵害しないかなど、そういうことを確認するための重要な書類でございます。こんなに重要な書類ですので、改良区の事務局長及び当時の改良区理事長に確認いたしました、当然です。確認しましたところ、確認した内容は、この意見書を求められましたか、出してくださいと言われましたかと当然確認しますよね。しかし、水利承諾書はきちんと発行した、しかし、意見書は求められてもいない、そもそもそんな話は誰も聞いていないということでした。そして、今富課長印のある理由書には、この辺りに「意見を得られない理由」と書いてあるんですけれども、なぜ改良区が回答しないのかと理由を書いてあるんですが、内容が事実と異なる、でたらめです。

以上、虚偽疑い3つの公文書を少しまとめさせていただきます。事実は、町が農地を埋めてか

ら貸した。しかし、公文書では、まもる会が農地を借りてから埋める。もう一回言いますね、事実は、町が農地を埋めてから貸した。公文書では、まもる会が農地を借りてから埋める。その後、まもる会が農地に戻して、町が返してもらって、また埋める予定と、公文書には書いてあるんです。事実と公文書が違うんです。逆のことが書いてある。今、私、15分かけて、このことを申し上げました。

ここで、令和元年12月議会で副町長がおっしゃってくださった御答弁について取り上げます。 冒頭、副町長が質問してもないことを勝手に答弁した、なおかつ意味不明だった答弁です。私は 一般質問で一時転用という言葉はただの一度も使っていないんですけれども。もう一度読みます。 「その残土については、今、答弁したとおりでございまして、それに係る言葉が出ました農地の 一時転用許可という中で農地の原状復帰という形で、もしくは畑という形での原状復帰という形 で整地をして、その上にその当時の表土、あれをのけてその上に表土を置いて(中略)農地の一 時転用許可という制約の中で現状の姿で残すと公有財産管理委員会で協議した」と御答弁されま した。この御答弁をされたということは、副町長は農地の一時転用に関して何らかの問題がある と当時から認識なさっておいでだったのではないでしょうか。

もう2点、気になることを振り返ります。

1つ目、町の農地から大切な田んぼの表土がなくなってしまったこと、2つ目、写真のコの字の穴の理由。こちらです。農地を復元したと県に報告するためには、既に持ち去られた表土の代わりの土、これが必要です。まもる会は、借りた土地の奥にある借りてもいない町有地――この辺りです――の表土を大きく削り取って、その削り取った土を使って整地をして農地に復元したと県に報告しているようです。なぜまもる会は土を掘り取ることができたのでしょうか。もし許可なく町の土を削り取る行為を行っていたら土泥棒になるのではないでしょうか。そして、町は、なぜ公文書偽造をせねばならなかったのか、こんなことをしても町にメリットはないのに誰のメリットになったのか、どなたでも結構でございます。御答弁をお願いいたします。

〇議長(武道 修司君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) るる何かわけの分からないような質問を、ちょっとしておりますけどですね、要点は、公文書偽造と私文書偽造と、それから転用違反という話じゃないかなと思いますけれど、私どもは適法に全て物事をやっておるということで、物の考え方からいけば、当該地、一部町が買収した土地は、農業公園の用地として、いわゆるこの土地は農地でない、町は農地を買うときは、もう農地でなくなるということを前提に買わなければ、町は農地を持つことはできないんですよね。基本は。そして、買ったらすぐに事業をやるという、事業をやらなくても逐次事業をやっていくという形になります。

そういう形の中で、問題の土地、これはもう椎田町のときでございますけれども、農業公園用

地で買っておった土地を福祉用地にしてしまったということで、これで県のほうがおかんむりになって、非常に築上町の農地転用は厳しい状況になってきた状況でございます。

そういう形の中で、農業公園用地も、そのまま残りの土はその現状、公園整備できないという 形で残しております。そして、本来なら買う予定の先ほど言った1279番地の1、これもなか なか事業計画がめどが立たないということで、買わないで保留をしておりましたが、宗議員から も早う買わんか、買わんかという催促がございました。これ実際ですね。当然、私、直接催促を されたんで、ああ、ちょうどもう買う時期も来たかなということで、この土地を、いわゆる農業 公園用地として購入をしたわけでございます。

このときには農地転用、何も要りません。町が事業で行う土地については、転用は要らないと。 ただし、そのまま買って、現状は田んぼであるということで、守る会が防音工事か何かするのに 資材置き場に貸してくれという申入れがございまして、これを貸していったと、こういう経過が ございます。

これは、県に相談したら、目的外の一応転用になるから一時転用を出しちょってくれと、この説明を担当課のほうが受けて一時転用の手続をしていったと、こういう状況でございますし、残土の問題とか何か泥棒呼ばれしておったようでございますけど、残土は当然、町としては持ち出さなきゃ、いわゆる施設用地の中に表土があれば、残土やない、表土があれば軟弱な地盤になるということで、工事をするときは全て表土は持ち出します。そして、ほかの石混じり、礫混じりの土を入れたり、真砂を入れたりという形でやるんで、これは農業公園の一部造成というふうに考えてもらえばいんじゃないかなと、そのように私ども理解しておりますし、一切、違法な問題というのはないと私は認識をしておりますし、公文書偽造とかそういうちょっと聞き覚えのないような因縁を吹っかけられてもこれは心外でございますし、そういうことは一切ございませんので、これを答弁とさせていただきます。

以上です。

〇議長(武道 修司君) 宗議員。

○議員(4番 宗 晶子君) 私が申し上げることが「因縁」とおっしゃるんでございましたら調査をお願いしたい。そして、私も議員になりたてのときに、この土地について問題にはいたしました。当然です。私が、前の議場でございましたけれども、この土地、前から、20年前の約束を町が果たしていないよ、どうするのっていうことを、そしてそのときに、し尿処理場の建設の地元同意には、地元の皆様がこの土地を何とかする、宙に浮いている土地を、ずっと20年前に、20年前って、もう25年前に、町がこの土地を買いますよって約束した約束が果たされていない、その土地をどうするんですかって議場で3度ほどお尋ねしました。

そして、最終的に、町はこの土地を買ってくれたんですけれども、私は公の場では、「買え」

と言ったんではない、買えないんだったら、きちんと当事者に説明して謝ることも筋だということも含めて申し上げてきたんです。しかし買ってくださいました。ですから、私はこの土地について責任を感じているんです。

そして、町長の今の答弁、「我々は正しい」と言うだけで、虚偽公文書の点は全部すっ飛ばして答弁なさいました。「残りの土を残している」とおっしゃいましたが、残っているのは建設残土だけ。そして、確かに公園にするんだったら、田んぼの表土は、大切に大切に農家の方が育ててきた大事な土でございますけど公園には邪魔な土である。それも分かっていますし、町が公園を造るためには一時転用許可は必要ありません。しかし、民間のまもる会さんが――社会福祉法人ですよね――まもる会さんが、農地を一時転用する場合は、きちんとした手続が必要です。確かに町長がおっしゃることは合理的ですよ。どうせ埋めるんだから農地を埋めてから貸すのが合理的ですよ。しかし、公文書では、まもる会が農地を借りてから埋める、そして、正しいやり方ですね、まもる会が、まず申請する、町が許可する、そして田んぼの表土をよけておいて良質な土で埋める、そして元に戻して、田んぼの土も元あったところに戻す、その後、町が農地を埋めるのが、公文書のやり方なんです。全部正しいとおっしゃって虚偽の公文書をつくったことを認めないのは、本当におかしいと思います。

傍聴者の皆様にも、虚偽の公文書、この内容、お配りしております。では、先ほど町長がおっしゃった残りの土を残しているとおっしゃいましたが、どの土を残しているのか。そしてもう 1点、このコの字の穴の必要ですね、これは公共用地ですから、公共用地に穴を掘っているんだから公共工事です。何の目的のどの予算でこの公共工事が行ったのか、説明してください。

〇議長(武道 修司君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 具体的には、今は、その穴を掘ってどうしたというのは、ちょっと私も答え、できませんけどですね、基本的には農業公園用地で買った土地だと。しかし、福祉に使っているから、残りが少ないから、なかなか使えなかったという状況があってですね、それを今度の、これ3年前、もう4年前ですかね、買った土地とすれば、ちょっとした広場ができるかなということで、造成は、その都度、残土が出てくればということで、ちょうど液肥の工事をするときに残土が出るんで、その残土はそこに持っていけばいいんじゃないかというふうなことで、表土はそこの、多分、当時請負いの九州電工がはいで、それを業者に任せたという形じゃないかなと、このように考えておりますけどですね、役場の分は残土要らないから、それぞれ九電工で処分していいよという話になっておると。

その後、ちょうどですね、だから、まもる会さんが貸せというのと同じような時期で、現状時期がですね、そんな時間的なずれがないんで、まあ図面からいけば、写真を見れば、現状、田であるとか、そういう形でですね、まあその図面で、まあこれは私は想像ですけれど、一時転用す

るときの、本来なら一時転用、どうかなと思うんです。町が造成したところを貸せというんだから、そこんとこが図面とですね、いわゆる航空写真と一致しないんで、そこのところが、それは分かりません、実際。だけど、そんなに目くじらを立てるようなことではないと私は思っておりますし、そういうことで一時転用してから、今町には、もう返してもらっておりますんで、逐次、農業公園のために造成をしていくと。そうすれば、残土を利用すれば、格安、金がかからないで一応農業公園の造成ができると、このような考え方でおるんでですね、まあそこのところ、あまり過激な発言はよしていただいたほうがいいんでないかなと私は思っております。

- ○議長(武道 修司君) ちょっとあの、ちゃんと細かい話、ちょっと課長、してやってください。 鍛冶産業課長。(発言する者あり) 今の回答がね。
- **○産業課長(鍛治 孝広君)** 産業課、鍛冶でございます。町長の答弁に、少し補足をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、御指摘の件でございます公文書偽造ということでございますが、結論から言って、そのような認識は、まず全くございません。今言われておりました湊の1279番1については、町が取得した時期に、ちょうどその時期に、近隣で、先ほど町長が申しましたし尿処理施設の建設工事が行われておりまして、その建設発生土を造成用土として有効活用するということで、当時の環境課と協議をいたしまして、工事請負業者である株式会社九電工さんに湊1279番地の1に建設発生土の搬入を許可をしたということでございます。

当時の計画としては、当該農地が前面道路より70センチ程度低かったということでございまして、かさ上げをして農地に戻すという計画であったというふうに聞いております。その後、議員御存知のとおり、隣接する社会福祉法人まもる会から、施設改修のために当該農地を貸してほしいという申出があったということでございます。

議員が先ほどから御指摘をされておりますその時点で既に造成が完了していたということでございますが、これ当時の実務担当者、担当課長に確認をいたしました。当然、九電工さんに建設発生土の搬入を許可をしていたので、ある程度、建設発生土が搬入をされていた状態にあったということは記憶があるということでございますが、どの程度、搬入されていたかというようなことの記録はないというのが現状でございます。

ということで、当時の認識としては、申請時点で当該農地がある程度埋立てをされていても特に問題はないという認識であったようでございますし、虚偽の申請をするというような認識は全くなかったということでございます。

この農地転用の申請については、町側とまもる会側さん、それぞれが、これ5,000平米を超える農地転用でございますので、県の本庁の案件になります。その県の担当者といろいろやりとりをしながら申請をさせていただいたということで聞いております。

当然、県の担当者の方も現地の確認には来られているというようなことで聞いておりますので、その申請に当たって、特に県からそういう御指摘がなかったということは聞いております。

それともう1点だけ、最後の理由書の関係でございますが、これ当時の実務担当者に確認をいたしました。当時の椎田土地改良区の理事長に、口頭ではありますが、意見書の提出をお願いをしていたというところで聞いております。理事長からそのような意見書を過去に提出した前例がないので、意見書の提出はしないという御返答を頂いたということで、そのような意見書の提出をしたということで聞いております。

以上でございます。

〇議長(武道 修司君) 宗議員。

○議員(4番 宗 晶子君) 問題が全くないとおっしゃっているところが問題なんですよね。 先ほど、せっかく鍛冶課長が理由書についておっしゃってくださいましたが、この件について確 認されたのは、違う理事長じゃないかと思いますが、その点は結構です。

そして、私は、当時の理事長に、つい昨日もこの件を確認したところでございます。

そして、理由書の中身、でたらめだし、改良区の権利を侵害するものでございますので、この件は大問題でございます。

県とやりとりしながら現地確認とおっしゃいますが、やりとりさえすればいい、そして、町長、こちらがおっしゃったことは、本当に現実には合理的ですよ、さっきも言ったけど。でも、文書と合っていないことは虚偽公文書となります。虚偽公文書作成の罪は刑法156条に定められ、懲役7年以下、収賄官製談合の罪は、通常、懲役5年、わいろや談合は、お金の不正ですけれども、虚偽公文書の作成は、一番大切な信頼を破壊する行為なので厳しく罰せられることになっています。

今の答弁、皆様方行政職員の魂を売る行為だと私は考えます。

4月3日付の決裁文書では、築上町公有財産管理委員会で、農地の貸付内容を審査し、許を決定したと明記しています。令和元年12月議会の私の質問に対し、副町長は、農地の一時転用許可という制約の中で、当面はやはり現状の姿でしておいたほうがいいだろうということを管理委員会で協議しております。農地の一時転用を管理委員会で協議ということは、委員会のメンバーは、副町長、企画財政課長、総務課長、産業課長、保険福祉課長、子育て支援課長、建設課長、学校教育課長、まさかこの全員が不適切な農地の一時転用の事務処理を認めていたのでしょうか。もう一度質問したかったですが、きっと答えは同じだと思う。絶対に認めようとしない。私は、議員の皆様とともに、御一緒にこのことを調査してまいりたいと考えます。

次の質問に参ります。図書館整備事業と社会福祉整備事業についてなんですけれども、こちらについては、先ほど北代議員に御答弁いただきましたので1点だけ聞きたいと思います。図書館

建設事業のほうが残っておりますね。先ほどの答弁で、耐震調査等に750万円計上された分を 使おうということでお聞きしました。

この中で、附帯決議にもありましたが、あらゆる方法で町民に意見聴取をしてほしいと求めて まいりましたし、これがどのような方法になるのか、御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(武道 修司君) 古市生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(古市 照雄君)** 生涯学習課、古市です。幅広く町民へということでありますけども、今後、調査を行った後に、こちらにつきましては、現在ある読書グループの方であったり図書関係の方とともに、検討委員会のほうを立ち上げて、その中で意見を聞いていく形をとりたいと思っております。

なお、時期については、先ほど北代議員からもありましたスケジュールについてですけども、 今後、実施をする消防法、建築法の調査に基づいて、躯体等の状況が、今の段階では分かりませ んけれども、改修は必要となってきます。その改修に要する時間等がありますので、そちらを考 慮しながら、時期的なこともやりつつ、そしてあとあわせて検討委員会のほうもとり行っていき たいと考えております。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 宗議員。
- ○議員(4番 宗 晶子君) ありがとうございます。読書ボランティア等との対話は本当に大事だと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の通告、新庁舎建設事業の、まず要求水準書についてお尋ねします。こちらも通告と同時に、関連資料の情報開示請求を行いました。そして資料を提供していただきました。 最新の要求水準書等、プロポーザル募集時の当初の要求水準書を比べると、一番異なる点は、当初の要求水準書の17ページですね。雨水利用設備と排水再利用設備の項目が、全て段落ごと削除されています。担当課長、これで間違いないですよね、御答弁お願いします。

- 〇議長(武道 修司君) 椎野企画財政課長。
- **〇企画財政課長(椎野 満博君)** 企画財政課の椎野でございます。御指摘の雨水利用というところでございますが、要求水準書を最終的には一応削除をしております。それでいいんですかね。
- 〇議長(武道 修司君) 宗議員。
- 〇議員(4番 宗 晶子君) はい。
- ○議長(武道 修司君) マイクついてから。
- ○議員(4番 宗 晶子君) すみません。雨水利用設備と排水利用設備の項目が、ここバツしていますよね、課長、これ。これはいつ頃大体削除されたのか、時期だけ、どれぐらいで結構ですので、分かりますか。分かったら答えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 椎野企画財政課長。
- **〇企画財政課長(椎野 満博君)** 企画財政課、椎野でございます。時期につきましては、今ちょっとはっきり申し上げる資料がございませんので、申し訳ございませんが、はっきりできません。 以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 宗議員。
- ○議員(4番 宗 晶子君) 時期はちょっとまだ分からないって、分かったら、今度教えてください。法律的には、プロポーザル契約で、これは庁舎がプロポーザル方式で契約しましたよね。契約後の手続は、通常行われている指名競争入札などと同じですよね、契約後の手続は。だから、契約成立後、契約変更が起こったら、指名競争入札とかの手続と一緒のやり方で手続するんでしょうか。それ確認をお願いします。
- 〇議長(武道 修司君) 椎野企画財政課長。
- **○企画財政課長(権野 満博君)** 企画財政課、椎野でございます。庁舎建設事業につきましては、 御質問のとおり、プロポーザル方式による設計施工をしております。通常ですと、基本設計をし て実施設計、そして完成させた後に入札ということになりますけども、この分については、まあ 実施設計と工事の施工を一体化するというところで、工事の段階に入りましたときでも、工事の 内容、設計書の内容を逐次変更するというふうにしておるという契約でございます。 以上です。
- 〇議長(武道 修司君) 宗議員。
- ○議員(4番 宗 晶子君) 変更したときは、やはり財務規則の契約の変更等に書いてあるんですけれども、3項に、契約の変更をしようとするときは、中略しますが、前条の規定により、変更契約書を作成し、提出させなければならないと書いてあるので、変更したら契約書を作成しなくちゃいけないということでよろしいですね。いいですね。もう返事だけで結構です。財務規則読んでいるんだから。財務規則の、変更するときは変更契約書を作成しなくちゃいけないということを確認しているんです。そうですよね。違っていたら教えてほしいけど。大丈夫ですね。じゃあ、次行きます。

要求水準書の中で、このようにバツがついているんですけど、削除された雨水利用排水利用再利用設備は、一般的に注水設備と言われています。参考までにインターネットで注水設備の施工会社のホームページに、その設備工事費の例が出ていたので確認してみました。私が見たのは、コンビニエンスストアなんですけれども、こちらが2例ほど見たら、1件が1,800万と1,700万で、2,000万近くの工事費になっていました。

つまり、コンビニエンスストアより、はるかに巨大な建物であるこの庁舎に注水設備を配置すれば数千万円になります。その数千万円の設備が削除されています。これは契約内容の変更とな

りまして、契約金額を減額する変更契約書が必要になると思うんですけれども、情報開示請求で 提出された全ての変更契約を見ても減額の変更契約書は見当たらないんです。つまり、数千万円 の設備を削る契約内容の変更が行われているのに、その費用を減額する変更契約は行われていま せん。私は、必要のない数千万円のお金が受注業者に支払われているような気がします。この疑 問が解消できるような説明を、担当課長、お願いいたします。

- 〇議長(武道 修司君) 椎野企画財政課長。
- ○企画財政課長(権野 満博君) 企画財政課、椎野でございます。要求水準書の変更につきましては、減額要素になるものもありますし、内容によっては、増額内容というようなところもございます。実際、施工する段階で、様々な増額の要因の変更というか、設計の変更、こちらからの要求もありますし、あちらからの提案、業者からの提案、そういったところも少々あります。そういったところで、費用面につきましては、減額面と増額面、そちらについては、もう相殺されるという形で契約変更というところで、金額の変更はなしに、増額分につきましてはコロナによる延長、工期の延長分の300万の増額変更のみとしております。

〇議長(武道 修司君) 宗議員。

以上でございます。

○議員(4番 宗 晶子君) 契約変更の書面はない、しかし増額だけはある。減額変更がない。 減額変更の契約書はない。でも、増額変更の契約書はある。きちんと管理できているのかなと思います。明らかに架空経費が計上されたんじゃないかなと疑いを持っているのは、私だけでしょうか。きっとこの場でいろいろ聞いても認めないし、言っても仕方ないのかなと諦めの気分なんですけれども、最後の質問をさせていただきます。

町長は、数々の不祥事にどう向き合ってきたか、町民への説明責任を果たしているのか、どのように町政を改善するのかと通告させていただきました。私は、議員になって6年目でございます。新川町政に関して、いろんな点を、この議会の場で指摘してきました。皆さん方にもすごく嫌な思いをさせてきたと思います。分かっています。そのときに、新川町長、八野副町長、執行部を初めとする皆様は認めなかった、指摘事項を一切、一切でもないですけど、ちょっとはありますよ、認めていただいたことは。認めなかった。認めないことを説明しなかった。説明できていなかった。説明する能力すらなかった。私だって嫌なことは言いたくありません。町民の皆さんにとって、わくわくすることや素敵なことを提案するだけの議員でいたいですよ。でも、何でこんな嫌なことばかり言ってきたかというと、町民の皆様の大切な税金、命、暮らし、そして町職員の皆さん、ひいては、新川町長、あなた自身を守るために申し上げてきたことです。通告の質問に御答弁を求めたら質問を終わります。答えてください。

町長は、数々の不祥事に向き合ってきましたが、町民への説明責任を果たしているか、どのよ

うに町政を改善していくのか、答えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) まあ不祥事は大分ございました。これもですね、職員の不祥事、議員の不祥事という形でございますが、議員絡みの不祥事という形でございます。そういう形の中で、基本的には、法、コンプライアンスね、法を順守するという形が、これがやはりできてなかったという形で、職員はこれによって、行政処分は地方公務員法、自治法で行政処分されます。あとは処分されれば、もう一つは刑事訴訟法という形の上で刑事罰が科せられます。そういう形の中で、町民にどうしてこれを告知したかと、これはもう広報でもしました。それから、いろんな手段を使ってですね、本来、コロナがなければ、町政懇談会をする予定でございましたけれどもコロナ禍という形の中で町政懇談会は開かなかったという、本年度開く予定でございましたけれど開けなかったというふうに考えております。

そして、あと新聞報道等々で、多々報道していただいておりますし、そういう形の中で、私は 説明は議会の皆さんに説明すれば、今、これは間接民主主義でございますんで、全部の町民に説 明という形は、これは不可能でございます。そういう形の中で議会で報告して、これが間接型民 主主義の原点だと考えておりますし、それに付随すれば、広報で発信をする、それから無線で発 信するといういろんな方法がございますが、後の方法はどうすればいいのかと、そういう方法は まだですね、一人一人聞いて回るわけにもいきませんので、それはしておりません。

そういうことでですね、基本的には、いわゆる不祥事については、法によって、それから町の分は行政関係の不祥事で罰を与えるのは行政罰ということで、懲戒免職が一番きつうございますが、懲戒免職までは発した行政罰はございませんし、停職6か月、これが行政罰の一番重い、私がなってからですね、した行政罰は停職6か月、これについても、ちゃんとマスコミには、一応、懲戒処分したときには記者会見を行い、そして、広報にも載せておると、こういう状況でございますしてすね、それからあとは、公平委員にも、この旨、伝えながら、町民の皆さんにも幅広くは広報であると、私はこのように考えておりますので、これが私の対応した趣旨でございます。以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 宗議員。
- ○議員(4番 宗 晶子君) 終わるって言ったのにすみません。町長が今おっしゃったことは、説明責任を果たしていることじゃなくて、単に報告したことだけです。そして、いつも法令順守、コンプライアンス重視って叫んでいらっしゃいますけど、自らができていない結果が数々の不祥事につながってきた。町長は頑張ってきたかもしれないけど何の効果もなかった。今後、このようなことのないよう、しっかりと職員さんの教育、研修、効果がある研修、そして事実をきちんと振り返って、何が悪かったのかを原因究明することから始めていただきたいと申し上げまして、

本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(武道 修司君) お疲れさまでした。

.....

○議長(武道 修司君) それでは、これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(武道 修司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中からの続きです。次に、3番目に、7番、鞘野希昭議員。

○議員(7番 鞘野 希昭君) 3番、鞘野希昭です。通告に従い、るる質問していきたいと思います。

初めに、住みやすいまちづくり、地域の元気づけ、公民館活動の活性化及び地域業者への円滑なつながりについて質問いたします。

公民館は、戦後の荒廃した社会状況の中から生まれ、新しい日本を築き上げるには教育が必要 であり、その核として郷土債権の拠点として建築されています。

公民館の設置運営については、昭和21年に方針が出され、文部省は昭和22年から補助金を制度化し、全国に公民館設置を奨励しました。昭和24年には公民館を規定した社会教育法が制定され、法的整備を図っています。その中の公民館の目的として、公民館は生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると示しています。このことは、公民館は貸館的な施設ではなく地域住民の日常生活に密着してその課題を解決を図るための総合的な社会教育の位置づけであると示しています。

このような目的を持った公民館ですが、世界を取り巻く状況の変化とともに、時代時代においても課題も変わり、変遷を繰り返し、現在に及んでいると思います。今日の公民館活動の目的、公民館に課せられる役割、機能として地域の連携感を醸成し、関係機関、団体、サークル等と連携して地域に根づいた公民館活動の展開が期待されていると思います。

また、地域の人たちが公民館に自由に立ち寄れることで、自分たち世代を超えた人たちの考えを聞く機会が増え、防災時や日常生活時でのそれぞれの悩みやお互いの助け合いが見えてくるのではないかと思います。それをもとに、自分たちができる助け合いを地域と行政でつくり上げていけると思います。

先日、町の広報紙の中に助け合い、きずな愛と、これが公民館活動の原点になってくるんではなかろうかと思っております。広報の中にはきずな愛で住みやすい元気な町にするための地域づ

くり、地域での支え合い、助け合いを広める、高齢者の通う場をつくるとありました。これを踏まえ、今後の公民館活動をどのように考えているかお尋ねいたします。

- 〇議長(武道 修司君) 古市生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(古市 照雄君)** 生涯学習課、古市です。ただいまの質問ですけど、公共の中央 公民館等の件で回答したいと思っております。

先ほど、議員が言われました社会教育法においても、今それに基づきまして公民館の運営、設置を行っているところです。先ほども言われました、きずき愛、助け合いについても、これ重要なことと私たちも認識をしております。今、公民館に課せられる役割というのはかなり重要度を増してきていると思いますし、地域のコミュニティーでありその場に行くことによってそこでまたつながりができるということで考えております。

今、公民館の中でも集う場所、場所の考え方も必要になってきます。まずは、集う場所、学ぶ場所、結ぶ場所、この場所という考え方をもとに公民館のほうでは事業をやっております。なかなか公民館に来ていただけるということは、その当時はかなり来ていた方が多かったと思いますけれども、昨今は少なくなってきております。そちらのほうも重要視しながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) 今、中央公民館、町の中核を成す公民館のところの説明があったんですけども、高齢者が集える場所というのは、それぞれの自治会単位の公民館が一番高齢者も集えるし、きずき愛にかなう助け合いができる方策等が見つかりやすいと思うんです。

それで、今、社会教育課のほうではそれぞれの公民館につきまして補助金、それの精査、審査等も行っていると思います。それで、公民館の活用がどうだと、どのような体系で今活用しているのかとかいうのも、手に取るように分かると思いますんで、その中で、やはり行政として地域に指導できる立場から指導して、お互いの協働でお互いの公民館を立ち上げていってほしいと。

今、本当に暮らしに役立つ公民館というところで、少子高齢化やら人口の減少が進展する中で、 急激な社会変動で不安を抱える人が多くいると思うんです。そういう中で心の豊かな文化に触れ 合う公民館でそれぞれの悩みを話すとか、それぞれの助け合いができるところを話すとか、そう いう場づくりに尽力してほしいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

これで、公民館の部は終わります。

次に、おくやみ窓口の現状・弱者対応型の相談窓口(訪問)についてですけども、おくやみ窓口については、おくやみ窓口というのが、亡くなった方を役場に届け出ると、窓口業務ですよね。 住民の死亡に伴う行政手続に関する住民サービスについて質問したいと思っております。 以前からいろんな議員から死亡に伴う手続をワンストップで担う窓口を設置してほしいとの質問があっていましたが、その現状、改革方法をお尋ねしたいと思っております。

なぜこの質問をするかと申しますと、築上町の高齢者福祉計画の高齢者の状況からも少子高齢化が進むとともに、総人口の推移は平成27年から令和2年の5年間で7.9%、1,524人の減少となっています。余談ですけども、5年で1,524人の減少、1週間辺りに5.8人の減少です。年齢別に見ますと、年少人口と生産年齢人口は減少していますが、高齢者人口は増加しています。令和2年の総人口に占める後期高齢者の割合は19.8%となっています。世帯状況からも27年から令和2年4月までの6年間で236世帯減少しています。現在は、福祉計画によりますと8,712世帯、一方で1世帯当たりの人員も減少傾向であり、平成27年は2.16人あったのが令和2年では2.05人となっています。このことは核家族の進行やひとり暮らしの増加が伺えます。

このように、高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、令和2年度は4,674世帯となっており、全世帯に占める割合は約54%と高くなっています。特に高齢者のひとり暮らしは65歳以上の高齢者のいる世帯の約42%の増加傾向があります。高齢者の世帯を構成別に見ると、独居世帯の構成比率はゆるやかに減少しているのに対し、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯の構成比率が少しずつ増加し、高齢者ひとり暮らし世帯が比率として一番高くなっています。

高齢者ひとり暮らしの世帯は、令和2年度では1,994世帯となっており、全世帯数に占める割合は23%と高くなっています。このような本町の現状から少子高齢化に伴い、ひとり暮らしの高齢者数の世帯についても増加傾向となっています。現状、死亡や相続に関する遺族の負担は大きいものですが、今後ますます高齢化によって遺族が高齢となるケースや世帯構成や家族形態の変化により、親族が遠方におり疎遠となるケースが増え、遺族が行う死亡時の手続の負担は大きくなるものと予想できます。

町民の皆様にとっても、実際手続を行う役場の職員にとっても増加の見込まれる死亡時の手続に関して、よりワンストップ窓口が求められるのではないでしょうか。多岐にわたる手続にワンストップで対応することで、窓口のたらい回しや手続漏れを防ぐことができます。

同居していた家族や大切な方を亡くし、悲しみの中にいる遺族の方々にとって、死亡時の手続は多くの負担となります。心理的負担に加え、複数回関係課に申請や変更届などを手続しなければなりません。手続の煩雑さは容易に想像できます。

私も6年前に身内を亡くし、手続を行いましたが、慣れない役場での手続が非常に大変だった、 もう少し円滑に手続ができたらいいなと思いました。

そこで、死亡時の手続は、生涯で繰り返し発生するものではありませんが、慣れない手続について手続漏れや必要書類の不備によって手続を何度も繰り返す負担が生じます。また、遺族の中

には経済的、精神的な支えであった方を亡くしている場合もあり、遺族の今後の生活に対して必要に応じた的確なサポートが必要なときもあります。町役場の窓口が利用者目線に立ち、遺族の心に寄り添う手続、業務を円滑に進めるために何ができるのか考えることが重要と思います。

本町での死亡時の手続に関して、現在どのようなサービスをしているのか、現状の取組みをお 伺いします。

- 〇議長(武道 修司君) 武道住民生活課長。
- **○住民生活課長(武道 博君)** 住民生活課の武道でございます。おくやみ窓口の現状ということですが、今の、現在の住民生活課の業務の内容について説明させていただきます。

令和3年の1月12日ですが、機構改革に伴い、住民生活課は住民課と環境課と総合管理課が 統合され、今の、現在の課になっております。

住民生活課には住民係、総合窓口係、環境衛生係、清掃施設管理係などがあります。総合窓口係では、住民生活課、あと税務課の関係の証明書発行、あと届出の業務、受付業務を行っております。ここでお悔やみ関係の各種届出の受付を総合窓口係で行っているところでございます。

お悔やみ関係の各種届出につきましては、年金の関係、あと保険とか福祉とか税の関係、多岐にわたりますが、現在は一括して総合窓口係で行っております。

お悔やみ関係の各種届には、まず死亡届等が出たとき、必要な手続については御遺族の方に事前に確認できるように一覧表を作成して渡しております。そこで、まず1回確認します。また、次に来庁するときには、総合窓口係でできる全ての手続、今言った年金や保険や福祉、税の関係を、そこで一旦全部行います。そして、なおかつ各課でまた必要な手続がある場合はそちらの課と連携をとり、迅速に対応し、極力お客様が移動することなく、待たせることがないような形でしております。

以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) ありがとうございます。知りませんでした。まだ課長が言われた後にその亡くなった方の手続をマニュアル化にして、それぞれ亡くなった方にこういう手続が発生しますよとか、そういうのも相談しながら御紹介するのもそこの課の役目じゃないだろうかと、そういうところまで言いたかったんですけども、本当に今されているということで、下筌ダムの蜂の巣城をつくった室原知幸さんですかね、その人が公権力の行使にかなう、いわゆる公権力の行使は法にかなう、理にかなう、情けにかなうものでないとならぬと書いている、そのとおりのことをされてくださっているんだなと思っております。感謝いたします。

これで、この質問は終わります。

次に、成年後見制度の現状の取組みについてです。

成年後見制度の現状の取組みについては、やはり先ほどから申しておりますように、少子高齢 化社会の進行によって高齢者世帯や高齢者ひとり暮らしの世帯が増加されていると思います。築 上町高齢者保健福祉計画では、重点施策の一つとして、地域包括ケアの推進の中で、自分の生ま れ育った地域での生活が継続できるよう、各種関連機関や多職種が連携し、サービス、社会資源 を活用しながら包括的、継続的な支援体制の構築を図ります。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、また段階ジュニア世代が65歳以上になる令和22年を見据えて、地域で安心した生活を継続するためにサービスが切れ目なく継続して提供できる地域社会に支援体制、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

特に、認知症地域推進事業による認知症施策の推進、成年後見制度推進事業による権利擁護事業の推進などを関係機関の連携による支援を進めるとありますが、現在、成年後見制度はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

- 〇議長(武道 修司君) 種子保険福祉課長。
- **〇保険福祉課長(種子 祐彦君)** 保険福祉課、種子でございます。成年後見制度の町の取組みということで御質問いただいたというふうに解釈させていただきます。

御指摘のとおり、成年後見制度は、今後ますます広がっていく制度だとは思っております。現在、地域包括支援係をはじめ福祉課全体で相談対応には受け入れるとともに、チラシ等の配付を窓口で行っています。また、裁判所のほうからも、中核機関の設置に向けての働き方がなされており、中核機関の設置に向けた協議は築上町、豊前市、吉富町、上毛町、1市3町で今、検討を行っているところです。まだ具体的な内容にまではいたっておりません。中核機関を各自治体に設けるのか合同でやるのかも含めたところで、検討を行っているところです。

ただ、一応、情報は啓発とか勉強会とか相談会については一緒にやったほうが、より対象者が 多くなるのでいいんじゃないかっていうような形で、今進んでいるような状況でございます。 以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) 今、課長からの説明がありましたように、中核機能を持った施設をつくると、やはり中核機能を持つには、人口が10万人以上でないとだめだとか、そういう国、県の取り決めがあると思いますけども、行橋、みやこ、苅田は中核センターですかね。センターリーガルサポートを設置されております。我が町も早くそういうふうな制度が設置されることを祈ります。

成年後見制度では、財産に関することや契約に関すること、将来に関すること等について、高齢者が不安に思っているところを法定後見人になり、または任意後見人、補佐等になってお世話できるというところがあります。安心して高齢者の方が生活できるし、高齢者や障がいを持たれ

ている方々が安心して生活できるという制度ですので、早急に進めてほしいなと思っております。 例えば、余談ですけども、私の知人から聞いた話なんですけども、御夫婦で生活している中で 奥さんが亡くなられたと、そして御主人は80歳、もう90歳近くになっていると、免許証も返 納したと、そして家に閉じこもりがちで一日テレビを見るか、誰とも話さないこともあると。た またまそこに通りがかりの営業の人が入ってきたと。おいちゃん一人で何をしよるんかねって、テレビしか見ることはねえんじゃらと。なら、わしがここ月に何回か通るけ、寄ってきて、おいちゃんの安否確認しようてちいうてやさしい言葉をかけてくれたと。

そのおじさんも信用して、来たときには、回転焼きを持ってきてくれたりとか羊羹を持ってきてくれたりとか、それでお茶を飲むようになって信用するようになって、気がついたときには一つも要らんような品物をたいそう買わされて、もうおじちゃんも行き詰ったような状態になったと。親戚とか兄弟が気が付いたときには、大変な状況になってきたと。そういうこともありますんで、成年後見制度ができて、経済の管理とかそういうところができればなと、認知症の親の入院費を預金から引き出せないとか、それとか年金が本人のために使われていないとかいうようなことがないように、成年後見人制度をいち早く立ち上げて、高齢者のための役に立っていただきたいなと願います。

次に、がん患者20歳から39歳の末期がん患者さんに対する介護サービスについてです。

これも世間でよく言われていることについて自分なりにまとめてみたんですけども、20歳から39歳の末期がん患者さんには在宅療養をするときに介護サービスを利用したいが介護サービスを利用するときの支援がないと。小児がんを含む児童慢性特定疾患の対象である20歳未満の場合は、介護ベッドなどの日常生活用具購入に対する支援が用意されています。

また、40歳以上の場合も、末期がんと診断され、介護認定を受けると介護保険を利用することができます。このように20歳未満と40歳以上の患者さんには支援がありますが、20歳から39歳までの患者さんには在宅療養時の支援がないことがほとんどです。

最近になって20歳から30歳の末期がん患者さんに向けていくつかの自治体が在宅療養の支援を始めておりますが、本町は地域包括支援センターではどのような支援を行い、今後どのような支援体制を構築しようと考えているかお尋ねいたします。

- **〇議長(武道 修司君)** 種子保険福祉課長。
- ○保険福祉課長(種子 祐彦君) 保険福祉課、種子でございます。ただいま御指摘いただきましたとおり、40歳以上の方で末期がんを患われた場合、介護保険サービスを利用できる場合がございますし、小児慢性特定疾病の方に関しては、日常の生活用具というか、例えば人工鼻とかの給付のサービスはございます。

いわゆるそういう外れる層にAYA世代と言われる方に対する介護、末期がんを患っている方

に対しての支援事業につきましては、次年度から実施に向けてできないか、今、調整を図っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) AYA世代の方々は自分が働いてがんになって末期だと診断を受けたときには働けなくて気落ちして悩むことも多いと思います。そういうときに、やはり私は在宅で、住み慣れたところで私の終末を迎えたいというような方がたくさんいると思いますんで、家で、在宅でおられる方に対して、十分な手厚い介護認定、何ていうんですかね、在宅介護用品等1割負担、2割負担、それぞれ所得の対象になるのでしょうけども、そういうところで対応していただきたいなと思います。次年度から対応していきたいと検討しているというころですので、よろしくお願いいたします。

それと、本町では8月から造血細胞移植後の再接種費用の助成を行っていただいております。 私の行きつけの病院の先生が、いきなり築上町はお子さんにやさしいねと、小児がんとか小児がんを患った方の家庭では本当に造血細胞の移植後の再接種とかそういうところにお金が本当にかかるんですよと、大変なことなんですよと。それに築上町が今度は助成してくださるということをインターネットで見て、築上町はいいところだねと、町長さんや担当課長さんにお礼を言っておいてくださいと言われましたので、この場を借りてお伝えしておきます。

それと、学校関係についてですけども、小中一貫校の申請時の各学校の将来構想と現在の進捗 状況についてです。

前回に質問したときに、小中一貫校は椎田地区のみで行い、葛城小学校、小原小学校、西角田 小学校は廃止の方向で小中一貫校を利用していただきたいと。椎田小学校、八津田小学校は残す が、八津田小については小規模特認校として運用していくと御解答があったと記憶していますが、 現在の考え、進捗状況としての小中一貫校校区の地区の範囲や町内全ての学校の今後の運用方法 をお尋ねいたします。

何が言いたいかと申しますと、小中一貫校の校区地区というんですかね、そういうところにならなかった築城校区地区の方々は小中一貫校を利用できないのかと、それと今、椎田地区の学校だけを将来的にどうしたいというふうに言われましたんですけども、築城地区のほうもどのように考えておるのかと、そこのところも併せて、現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(武道 修司君) 久保教育長。
- **〇教育長(久保ひろみ君)** 教育委員会の久保でございます。 鞘野議員の御質問に対してお答えを させていただきたいと思います。

前回のときに答弁させていただきました内容につきましては、当然、現時点ではなく将来的に

というお話をさせていただいたのではないかと思っております。そこで、現時点で教育委員会と して考えております内容について説明をさせていただきたいと思っております。

現時点では、小学校6年、中学校3年を基本としつつ、9年を通じた一貫教育を行うたびに、 現在の中学校校区を活かしながら次のように小中一貫校を形成していくというふうに考えており ます。

先ほど、椎田中学校のみと述べられたと思うんですけれども、新しい時代の学びの環境整備、 先導的開発事業においては椎田小中についての事業でございますという説明をさせていただいた ところです。

町といたしましては、椎田中学校だけではなく、椎田中学校、そして築城中学校校区において も一貫教育を考えております。

そこで、まず、椎田中学校については、施設一体型、小学校と中学校が一緒になっている施設 一体型、一部分離型と考えております。椎田小学校と椎田中学校の施設を一体校として、八津田、 葛城、西角田、小原の学校については分離校と考えております。

施設一体型とその中学校の通学区域内のそれぞれの学校が中学校入学段階におきまして、教育 課程、学習内容における格差が生じないように、常時連携して9年間の一貫した学習や交流を行ってまいりたいと考えております。

次に、築城中学校区ですが、築城中学校と築城、下城井、上城井小学校の施設分離型と考えております。この場合も中学校とそれぞれの小学校間で連携いたしまして、教職員や児童、生徒が連携、交流を行い、9年間の一貫した学習や活動を行ってまいりたいと考えております。つまり、町内全ての中学校区において、小中一貫教育を実施したいと考えております。

〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。

○議員(7番 鞘野 希昭君) 今、施設一体型、一部分離型、施設分離型というふうに3つの方法が出てきたんですけども、施設一体型というのは、1つの施設で9年間学ぶ場が持てると、それと一部分離というのは、小学校6年、中学3年の中にそれぞれの中学の先生や子どもたちも行き来しながら学んでいくということですかね。

それで、一部分離の中には、葛城、小原、西角田というふうに名前が出ていましたが、施設一体型の学校には、どのような方が行くんですかね。もうそれぞれ築上町に校区の人全体がそこに行きたいということになればそこに行けるような方向で今進んでいるんですかね。そこのところがよく分からなかったもので、すみませんが。

〇議長(武道 修司君) 久保教育長。

○教育長(久保ひろみ君) 鞘野議員が御指摘の件でございますが、現在、その校区、いわゆる指 定校区という考え方も整理をしていきたいと考えております。ですから、今でも子どもさんの状 況によっては、指定校区を変更するというような手続も教育委員会で行っておりますので、ここは非常に重要なこととなろうと思っておりますので、十分教育委員会の中で協議を深めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) やはり学校、通学校区、学校の選択制というのは、本当に重要なところであるんでしょう。それと、みんなが平等に学ぶ機会も与えないといけないというところで、重要なところだと思いますが、もう一つお尋ねしたいと思いますけども、前回、質問をさせていただいたときに、八津田校は小学校、八津田小学校につきましては小規模特認校として進めていきたいというお考えがあるというところやったんですけども、今、どのように進んでいるんでしょうか、お尋ねいたします。
- 〇議長(武道 修司君) 久保教育長。
- ○教育長(久保ひろみ君) 教育委員会、久保でございます。ただいま御質問の八津田小学校の件でございますけれども、八津田小学校が今現在、建設をしておりまして、3月には完成ということで、校舎にいたしましてもこれから使っていくという状況でございます。

ですから、前回お答えしたときに、当然人口減とかになって今後、学校の存続ということを考えるような学校も出てくる可能性がある中で、八津田につきましては、これから十分に使っていただくために小規模特認校にしてでも残っていくという考え方を説明したところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) よく分かったような、分からないようなところもあるんですけれども、八津田は小学校は今現在、建設中で、来期の4月から利用すると、それで平たく言えば、学校をそのまま存続させるのはもったいないから特認校に変えてでも存続させていくと、そういうふうに聞こえたんですけども、小規模特認校というのは、それぞれの特徴を生かして学校を運営していくと、自然環境を活かして学校を運営するとか、地域の文化を活かしながらそれぞれ町の文化も取り入れながら小規模特認校で情緒のあふれた人たちを教育していくんだと。

2番目の質問にもなるんですけども、そういう情緒の、穏やかな情緒の広い落ち着いた子どもを育てて、将来は築上町に帰ってきていただいて、築上町のためになってもらおうと、そういうふうな教育現場をつくり上げられるのが、小規模特認校ではなかろうかなと、そのようにぼやっと思っとったんですけども、何か今、教育長の御解答は、新しくできて、すぐそのまま使わんのももったいないから、特認校としてでも活かしたいというように、何かこう私の考え方と何か違うような雰囲気がとれたもんですから、もう一度確認しますんですけれども、小規模特認校として学校を残した場合には、その特認校の特色というんですかね、一番、やはり親としては学力も

下げてほしくないと、素直な子どもに育ってほしいというのが親の願いでしょうけれども、特認校にしたときは、それができるのかな、できんちいうのもおかしいんですけども、どのように特認校のメリットとデメリットがあるのかというところを知らせてください。

- 〇議長(武道 修司君) 久保教育長。
- ○教育長(久保ひろみ君) 教育委員会の久保でございます。 鞘野議員の御指摘で、決して私の考えとしましては、もったいないからとかそういうことではなくて、やはり存続、これからどうするかという考えの中で御解答させてもらったところです。

前回の議会で答弁いたしました小規模特認校、まさに鞘野議員のおっしゃるとおり、地域の特色を生かして、そして今度、子どもが地域に根差した教育ができるように行うわけでございますが、小規模特認校になった場合は、子どもたちだけではなく校区外から来るというようなこともございますので、そこのところはまた、改めてその地域らしい教育活動を展開していかなければ、その八津田校区なら八津田校区、どこの校区でもそうなんですが、校区の特色を子どもたちに知らせていくということが難しくなりますので、そこら辺はちょっと難しいところではありますが、教育活動をしっかり組んで、地域に根差した教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) 今、教育長さんの言葉で、地域に根差した教育を進めていきたいと、やはりそれが次の質問にもありますけども、子どもたちと地域のつながりを深める情操教育だと思います。これから本当に情操教育が必要になってくるんではなかろうかと思います。本当に自分が生まれて育った地域を愛すると、1回地域から出ても、地域にふるさと納税等をがんがんやってくれると、また地域に戻ってきて皆さんのために働いてくれると、そういうふうな子どもが、地域愛を大事にする子どもが増えてきたらいいなと思いますんで、これからよろしくお願いたします。

次に、基地対策についてですけども、基地対策、築城基地と共存共栄の築上町としての考え方についてというところになるんですけれども、これは町長にお伺いしたいと思うんですけども、共存共栄とは何やろうかと思いまして、築城基地の変遷をちょっと調べてみました。昭和14年に飛行場建設計画について、旧八津田村に海軍中佐、陸軍大佐の連名で、我が帝国海軍は戦争遂行のための地に飛行場建設を計画しているので協力されたいと、この地にですね、すみません、この地に飛行場建設計画をしているので協力されたいと通知があったそうです。

それに対して、飛行場建設地域の中には人家が13戸から14戸あって、それを移転し、地域のお宮の社も移転したそうです。それと、偉大な田畑と風光明媚な松林も没収され飛行場になったそうです。飛行場ができる前は、稲童や長井の浜や今井の祇園さんにも歩いて遊びに行ったが、

飛行場ができたら不便になったと、よく子どものころ、高齢の方から聞かされていました。また、 飛行場の建設には基地周辺のおのおのの家から毎月2回程度の割合で飛行建設に汗を流したそう です。

昭和20年8月15日に終戦を迎え、9月2日に築城海軍航空隊は廃止されましたが、基地は 国有地として大蔵省管轄となり、小倉財務局の管理下に置かれ、土地の返還はありませんでした。 基地周辺には大戦前から飛行場には何も言えず、できる範囲以上に協力してきたという声もあり ます。現在も基地周辺の方々は守りの強い基地となり、専守防衛に励んでほしいと願っています が、基地の事故や米軍の緊急避難所としての基地機能の強化されることについて、現状に今、悩 んでおります。

基地が強化されるには、地域住民の環境整備を整えてこそ基地が強化されると思いますが、築上町として基地との共存共栄はどのように考えられているのかお聞きしますということで、質問をつくったんですけども、町長のお考えも我々基地対策の委員の皆さんの考えも同一ではないだろうかなと、告示以降に建てた家を早急に防音の対象にしてほしいなという考えは町長にはものすごくあると思いますが、共存共栄、町長くどいようですけど、どのようにお考えかちょっとお尋ねいたします。

〇議長(武道 修司君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 基地対策ということで、私も町長就任してから、基地があるということは、これは絶対に肯定していかなければいけないと、そしてまた、基地があるために、やはり迷惑も被る、その代わりに、やはり財政支援、それから住民の生活環境の整備と、こういう形で国が理解を示してほしいということが共存共栄だということで、ある一定の今、国からの財政支援をいただいております。しかし、まだ考えてみれば足りないなというのは大分ございます。航空騒音にしても、平成4年の10月、確か20何日やったかな、28日か何か、それ以降の一応建てた家は防音の対象になっていないと。これは、私は町長になってから口が酸っぱくなるほど防衛省に要望してきておるが、なかなか、これは全国の問題ということで実現はしていないということでございます。

先般も6基地ということで、米軍を受入れした基地が6基地ございます。北海道の千歳、それから青森の三沢、茨城の百里、それから石川の小松基地、そして築城、宮崎の新田と、ここが沖縄の負担軽減のために沖縄の訓練を年間56日を限度に、Aタイプ、Bタイプということで1週間の部、2週間の部とかいう形で受入れは協定をして受ける。これに際しては、米軍再編の交付金ということで、ある程度、多くの交付金をいただいて、総額で8億円は超える基地対策の予算をいただいておりますが、まだまだ我々の要望というか、ほかにも多々要望はあるんですけど、なかなかまだ聞き入れていないということで、先般、そういう形で予算要求と一緒に、基地対策

を何とか、ちょうどこの6基地は会長、副会長で先般、11月の24日に上京、夜いたしまして、25日の昼からですかね、一応、11時やったかな、要望活動をしたときに、口が酸っぱくなるほどこの件を言っております。

告示日以降の防音、これを私は20年近く皆さんにずっと要望してきて、これが実現されていない、何の反応もないと、全国の問題であるけれども、財務省の予算関係なく基地の現在の基地予算の中から、いわゆる予算を少し見直ししながらでも、防音の予算の見直しをしながら、既存の分はサッシの入替えとかいろんな分がございますが、そういうものを幾分厳しく査定をしながら、告示日以降の分は対象にするように、これも激変緩和ということで、20年経った家からでもいいよと、何とかそういう方向性で全国の防音で告示日以降に建った家にも対象になるように、してくれなければ我々としてはもう余り防衛の言うこと聞けないよということまで、先般、課長と一緒に言ったときに、そういう私は発言もしてきておるし、今後また強い要望、これからやっていかなきゃということで、議会の基地対策委員の皆さんも同じ歩調でぜひ同じ要求をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

共存共栄というのはそういうことで、否定するものではないけれども、やはり、この基地があるがために被害を被っていること、それからまた、環境整備はぜひ基地があるためにやってほしいと、こういう形が共存共栄だろうと、このように考えております。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 鞘野議員。
- ○議員(7番 鞘野 希昭君) ありがとうございます。私も基地対策委員の一員として、今のことをしっかりと国のほうにもまた伝えていきたいと思っております。副長、F104いただいてよかったですね。

これで私の質問は終わります。

〇議長	(武道	修司君)	お疲れさまでした。

○議長(武道 修司君) それでは、ここで一旦休憩といたします。再開を午後2時からといたします。お疲れさまでした。

午後1時48分休憩	

午後2時00分再開

○議長(武道 修司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 本日最後になります。4番目に、2番、吉原秀樹議員。吉原議員。

○議員(2番 吉原 秀樹君) 2番、吉原です。通告に基づいて一般質問を行います。

先ほどは電話鳴りまして、皆さん、すみませんでした。鳴らすつもりじゃないけど、つもりは やっぱりだめですね。確認をせんと、すみません、誠に。

早速ですが、私今日は有害鳥獣ということでちょっと聞きたいと思います。

今、昼夜問わずどこかで出没しているわけですが、特にイノシシ、鹿が多いようですね。それに、特に夜はいたるところ、本当危ないような状況でみんなびくびくして車に乗っている方が多いんじゃなかろうかと思います。それで、これを打破しなければいけないと思うんですが、今、町の対策として聞きたいんですが、ネットや網の現物支給ちいうのはあると思うんですが、ありますかね、今。ありますね。

最終的には銃やわなで駆除をするという形を取っていると思うんですが、駆除する方も高齢化で年々減ってきていますね。だから、駆除する頭数が大分少なくなっているんじゃなかろうかと思うんですよ。個体数のほうが増えて。

ここでちょっと聞きたいんですが、今後、町の取組みとしては、個体数を減らすためにどのような取組みでいきたいと思っていますか。ちょっとそれが聞きたいんですよ。そういうふうに増える一方で減ることはないと思いますんで、ちょっとお答えください。

- 〇議長(武道 修司君) 鍛治産業課長。
- **○産業課長(鍛治 孝広君)** 産業課、鍛冶でございます。イノシシ、鹿による被害ということで、また今後の対応ということで御質問いただきました。

議員おっしゃられるとおり、今、イノシシ、鹿による農林作物への被害というのを、多くの被害報告が町のほうに寄せられております。町としては有害鳥獣の捕獲事業、これを実施をしているところでございますが、なかなか被害が減少しないという状況でございます。

町の対策というか、考え方としては、やはり、この農林作物への被害防止を減少させるためには、捕獲体制の強化、捕獲数の増、これが重要であるというふうに考えております。今年度につきましては、わなの捕獲従事者、これを11名増員をいたしまして、この12月から全体で41名体制でさらなる捕獲体制の強化を図っているというところでございます。

今後もできる限り、捕獲従事者の増員等を図りながら、捕獲数の増、捕獲強化を図っていきた いというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) 今、事故も大変、最近多く入ってきて、やっぱりぶつかったという例が結構あるんですよ。それで、やっぱり駆除される方も本当に減ってきていますね。この対策をどうかしなければいかんと思うんやけど、そこ辺はどのように思っていますか。教えてくださいよ。

そうせんと、駆除数が減るということはまず今後ないでしょう。やけ、数字が分かればいいんですけど、個体数、今おる、現状の個体数とそれから駆除する個体数が毎年どのぐらいの差額で出しているのか。やっぱり増える数より減る数が多くないと減らない状態やけ、そこ辺、どういうふうに考えておるか、ちょっと教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 鍛治産業課長。
- **○産業課長(鍛治 孝広君)** 産業課、鍛冶でございます。捕獲従事者の問題でございますが、議員おっしゃられるとおり、銃器については、銃器とわながございますが、銃器についてはかなり高齢化が進んできております。わなもやっぱり高齢化、同じように進んできております。町としては猟銃の免許を取られた方等に対して有害鳥獣事業への協力を依頼をしているところでございますし、またわなの免許取得者に対しましても有害鳥獣事業への協力をお願いをしているというところで、そういう地道に活動しかないのかなというふうに思っています。

それと、捕獲数の状況でございますが、過去3年間を見てみますと、イノシシについては年間約300頭、鹿については約500頭、3年間の平均でございますが、それぐらいの駆除をしているというところでございます。

ただ、生息数については、ちょっと県とかにいろいろ紹介をしてみたんですけど、なかなか害獣については市町村域を超えて移動するというところもございまして、把握が難しいということで、残念ながら生息数については資料がないということでございました。

ただ、町では毎年有害鳥獣による町内の農林作物への被害額、これを農業共済組合さん等に御協力をいただきまして調査をしておるというところでございます。

それを見ますと、過去3年間、おおむね町内で1,000万円ぐらいの被害が発生しているということで、そのうちイノシシの被害が約4割ですね。それから鹿の被害が約4割と、やっぱりイノシシ、鹿、議員おっしゃられるとおり、この被害が大きい、そういうことでございます。

被害額も減少傾向にはないという状況でございまして、生息数も減ってはいないのではないか なというふうには思っております。

以上でございます。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) ネット、わなちいうのは、今この田舎のほうでよくされているわけですが、あれは駆除にはならないんですよね。あれほかの地域に押しやっているだけで、ここには出ないでくださいちいうだけなんですよ。だから、駆除しないとだめちいうのはそこですよね。そこ辺をやっぱりネットしているから安全なんだとか思わないほうがいいと思うんですよ。違うところで、今まで田舎のほうで出よったのがまちのほうにまで下ってきています。行くところがないんですよね。だから、これもやっぱり大きな問題ではなかろうかと思うんですよ。

だから、銃を取る方もわなをつくる方もやっぱり数が減っていますけど、これやっぱり町のほうも考えて、どうにかそれを増やす方法ですね。

例えば、かかる免許の一部を補助するとか、何らかの何か形を取らんと、このままではだめと 思うんですよ。このまま続けていくつもりですか。どうですか、町長。そこちょっと知りたいん ですよ。

〇議長(武道 修司君) 新川町長。

〇町長(新川 久三君) 鹿とイノシシ、これは本当に被害が、何で昔はそんなじゃないで、今は それが多いんかなと思うんですけど、これも温暖化のせいかなと思うんですけどですね。それと、 鹿も頭がよくなっています。ハンターが鉄砲を撃たれないところへよく、たくさんおるんですよ。 例えばゴルフ場、あのゴルフ場の中にも何ぼでも鹿がうんとおるんよね。人家の近くに来たら鹿 は鉄砲で撃たれないと、そういうふうな感覚になってしもうて、そういうことで、里の近くに出 没しているというのが多いみたいなんですね。これを何とかという形になれば、一網打尽にでき るような方法があればいいけど、なかなかそうなならないというふうなことで、一応、国のほう も力を入れていただいております。3県合同、一緒に国がもう事業主体になって、一斉にやろう やということで期日を決めて、国が直轄してやる、この前、うちの築上町も大分県と一緒に対象 になってしてくれた年もあったんですけど、なかなかやっぱり減らないというふうなことで、ど うすればいいかというのは非常にこれ困難な状況です、もう。人間が少なくなったというのも一 つの理由かも分かりませんけど、それはへりくつになるんかも分かりませんけど、とにかく、や はり出産させないようにするという、先ほどの、抑制すると、これはやっぱり一番どうしたらい いかなと。そうすれば、例えば、麻酔、吹き矢なんか持って回って、寄ったらぱっと吹いて眠ら せて捕まえるとか、鉄砲が出ない地域は、そういう状況もいいかなと思っているけど、今後ちょ っと国、県に相談しながら、いい方法があればいいけど今のところ、どっこもこれで迷惑してい るというのが現実でございますし、議員も心配するのも、本当に分かりますけど、我々もどうし ようかということで、一生懸命駆除はやっているけど、なかなか、先ほど言うたように、年に 500頭辺り、鹿を仕留めておるということでございますけれども、そういうことで、それ以上 に繁殖されたらどうにもならんというのが、一つの、どうしたら、餌がまた里山しかないと、山 の中にないというのが一つの原因だろうと思います。というのが、木の実がなる木が、一応今植 林されてこれ少ないと、これも原因だろうと思うし、根本的に、山から出てこんような、ひとつ 鹿の餌場をつくるとか、そういう方法もどうかなと思っていますけど、そこのところちょっと思 いだけであって、実験もちょっとやってみようかなという気も私はあるんですけれど、餌づけを やって、奈良なんかすごいですよね、実際。あれで観光になってしまっちょるけ、鹿が餌づけさ れて、そういう逆手にとるちいう方も一つあるかなと思うんですけど、なかなか一般的な有害鳥

獣、形の中では苦労しているというのが現実でございますし、吉原議員もいい方法があれば一緒 に検討していただきたいと思います。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) 分かりました。よう分かります。だけど、現状はやっぱり本当に減っているということは理解してもろうちょかんと、私、夜よく出かけるんですが、ものすごく数が多いんですよ。ただ、他県では少ないところもあるんですよ。何でかちいうのは分からないんですが。

やけ、何か対策をとっているのか、とっていないのか分かりませんが、少なく減ったなっち思 うようなところもあります。ただし、ここはものすごく多いです。気をつけてください。これで、 一応、有害鳥獣については質問を終わります。

これは、さっき鞘野議員が言った住みやすい町づくりにつながると思いますので、よく御検討ください。

次に、町営住宅におけるハト、猫の被害についてちいうことです。これ、2番、3番、同じ答 えなんで一つにしますんで、いいですか。すみません、よろしくお願いします。

まず、ハトに対する被害ちいうことで、これ再三、苦情の電話か何か入っているんじゃないかと思うんですが、ハトが大変飛来してきてどうしようもならないと、どうにか対策を練ってもらいたいなということでちょっと相談を受けたことがあるんですが、現に、何て言いますかね、あそこは、踊り場ちいうか、そういうところに卵を産みこんで子育てもしよるんですよね。餌が行き届いていないのか何かしらんけど、死骸もあります。だから、臭いもすごいですよね。だから、ここ辺、どうにか対策を取ってもらえんのかっていって相談を受けたことがあるんですよ。そこ辺、ネットを張ったらどうかとかいろいろ私も言いましたけど、ネットは有料で、今こんなコロナの時期にお金がないと。どうにかしてくれないかという相談も受けています。

ここ辺、何かいい方法があればと思うんですが、ちょっと教えてください。何か対策を取っていますか。

- 〇議長(武道 修司君) 首藤都市政策課長。
- ○都市政策課長(首藤 裕幸君) 都市政策課、首藤でございます。議員おっしゃられたとおり、ハトによる被害についてですが、年々増えているような状況でございます。入居者の方から、ベランダ箇所における、平屋の長屋とかはやっぱり少ないんですけど、3階建て、5階建て等になった建物の町営住宅のベランダ箇所等における被害相談を受けることが多数ございます。また、先ほど、議員おっしゃられた防鳥ネット等の設置等の要望を受けることもございますが、過去の消防等から避難時及び火災の際の延焼を広げる等の観点から、町としてそういうベランダ等にネット等を貼らないでくれというような指導を受けた経緯もございますので、町として設置をする。

ようなことが困難な状況でございます。

また、町としては、ハトは帰巣本能が強く、自分の糞等があると、また巣等があるといつくようになると言われておりますので、申し訳ないですが、町としては入居者の皆様に小まめな清掃等を行っていただき、ハトが寄りにくくなるような環境衛生等を努めてもらうように御協力をお願いしているところでございます。

また、空き部屋や今言われた共用部分については、町のほうで出向いて対処しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) 方法としましていろいろあるかもしれませんが、現地に行ってみたら、そこの本人の方の苦労ちいうのが分かると思うんですよ。町長、行ってもらったことありますか。
- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) ハトは、この庁舎も建ってすぐ今、そこの向こうに居ついています。 3階は駆除できている。今度はちょっと対策を考えようかといって、先ほど、城山さんと話をしたところでございますし、一応庁舎も困っているということで、対策をすぐ講じる、そして、そのときに、とげみたいな形で、それを置いておったら、3階はそれを置いているんですよ。そしたら、3階には居つかないようになった、そこがちょっとネットを、ちょっとこう張っているけれども、それでは来ているという状況が4階はあるということで、住宅のほうも、プラスティックのとげをずっと立てていったら来ていないと。そういうのもちょっと庁舎で成功すれば、それを住宅のほうに準備させてもいいかなと思っているところでございまして、吉原議員の質問は本当に有害鳥獣、鳥獣です。これも有害ですので、これもハンターで、昔は打ちよったんですね。ドバト、ドバトの駆除ということで。今はこれ余りやってないんかなと思って、産業課のどうかなと、そこのところをちょっと、この駆除も必要だろうと思っております。

カラス、それからハトの駆除は有害鳥獣ということで、この産業課の一環でも駆除をやっておるし、これも個体数は減っていくというのが大事じゃないかなと思っているところでございます。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) ハトを捕るのは簡単ですから聞いてください。いつでも教えます。 いろいろあります、取り方が。

それで、今、私がこう獣についてばっかり言っていますけど、大変、皆さん、身近に迫ったこれ危険なんですよ。だから、十分注意してもらいたいと思います。

学校関係いろいろありますけど、やっぱりこれも一つのまちづくりの中で、大変な意味を持つ

ことだと思いますんで、今日あえて言わせてもらいました。

最後になりますが、野良猫について、これは、やっぱり猫がかわいいんで、皆さん、いろいろ 意見がありますが、私は猫がかわいいと思っているんですよ。だけど、餌をやっちゃいけないん じゃないかなと、そこに住み着いてしまって、これもハトと一緒で、糞とか尿とかまき散らかせ ているわけですよ。やっぱり、そういう、それによって、あらゆるタイプの方がいて、大変な思 いをされている方もいます。

これどうにか助けてあげられないものかなと私は思っているんですが、どんなふうに思いますか。ちょっと教えてください。

- 〇議長(武道 修司君) 首藤都市政策課長。
- ○都市政策課長(首藤 裕幸君) 都市政策課、首藤でございます。通告では、住宅における野良猫被害等ということでございましたので、住宅内のおける当課の対応をお答えさせていただきたいと思っております。野良猫被害等に対する対処法ですが、現在の入居契約の段階では、近隣に迷惑行為を及ぼさないよう、ペット飼育を行わない旨の確約書等を流用しております。

また、町営住宅敷地内での野良猫への餌づけ等、ペット飼育に類する行為も禁止としております。入居者がそのような行為を行った場合は、人が特定できれば個別指導等、実施をさせていただいております。また、言われたように、それでもやっている方等もいますので、定期的に掲示板やチラシ等を廃止して、餌やりの禁止等を啓発を行っているところでございます。

また、最近では、民事裁判のほうで猫に餌やりをしている人については、その管理者としての 責務を負うというような判例も出ておりますので、そういったことも新たにチラシのほうに記載 をして、そういう事態にもなりますよというような啓発を行っているのが現状でございます。 以上です。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) 個別指導をされると言っていましたが、個別指導をされるって言っていましたが、個別指導って限度がありますよね。言うことを聞かない人はどうするんですかっていうことですよ。その辺、私もよく分かっています。

だけど、この問題は、やっぱり3年、4年ぐらい前からの問題ではないですか。放っておくのに問題があるんですよ。けじめをつけなければいけんと、どこかで。だから、それをちょっときちんと行政のほうにはやってもらいたいなと思っております。そこ辺どう思いますか。今後やっぱり、対策が早く結論を出してあげなきゃいけないんで、これを、結論を出すのは、最終的にはやっぱり町長じゃなかろうかと思っているわけですよ。どうですか、町長。

- 〇議長(武道 修司君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 法的に瑕疵があれば、これは退去という、退去という形になれば、裁判

で一応訴訟しなければいかんと。家賃の対応でも裁判で退去してもらうという形になっておりますんで、そこまでやっぱり担当のほうが努力してやるのかどうかという問題もありますけど、大体言うことを聞いてくれている人もおるみたいですけど、なかなか聞いて、以前は大分問題がありました。最近はその苦情はないんですね。野良猫の猫をやって餌づけをして困るということで、相当私のところにも苦情が来まして、担当が熱心に行ってしたら、それはなくなったみたい。

それと、一般的な野良猫ということで、町営住宅以外の野良猫、これもやっぱり非常に多うございます。そういう形の中で、県の補助が、今はあったかどうかは分からんですけど、前は県の補助があって、野良猫を地域ぐるみで避妊手術をしようということで、一応つかまえて避妊手術をして、そしてそこで放すと、そういう補助制度がございまして、奈古地区、奈古自治会が一応自治会全体で取り組んで、そういう猫対策をしたという事実がございますんで、各自治会もそういう対応をしていただければ、ちょっと環境課のほうに相談してもらえればいいんじゃないかなと思っておるところでございます。

- 〇議長(武道 修司君) 吉原議員。
- ○議員(2番 吉原 秀樹君) 今のような方向性は大変いいと思います。これ全員で協力しながらせんとできないと思いますんで、一人じゃ答えが出せないということなんですよ。だから、みんなが出していかないかんとですね。

私、なぜ説明するかというと、私にも孫がおりまして、大変なアレルギーを持っているんですよ。猫ではありません、犬ですけどね。だから、その状態を知っているんで、やっぱり町民の相談には耳を傾けてやって、最後まで付き合ってもらいたいと思うんですよ。そこ辺、よろしくお願いします。

もうこれ2つあったうちのこれ同じ質問になりますので、これ終わりますんで、ちょっと時間 ゆっくりで残り過ぎましたけど、すみません、これで終わります。

〇議長(武道 修司君) お疲れさまでした。

以上で本日の一般質問は終わります。残りの質問については、6日、来週月曜日に行います。

○議長(武道 修司君) 本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時25分散会